

平成30年第2回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年6月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司
水道課長 藤野 芳大	農業委員会事務局長 石川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財 政 課 長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい三浦三一君の代表質問を許可いたします。

三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい三浦三一、会派を代表して質問させていただきます。

最初に、今定例会は今年3月25日に執行されました阿波市市議会議員一般選挙において議員が改選され初めての市議会定例会でございます。また、私は本年4月より阿波みらいの会長に就任しております。

今年3月31日の任期前に私たちの会派に所属しており勇退されました稲岡正一氏、岩本雅雄氏、吉田正氏、谷美知代氏の4名の方におかれましては、阿波市の発展と市民生活の安定と向上のためにご尽力いただきました。大変お疲れさまでございました。

加えて、会派は異なりますが、香西和好氏、松永渉氏におかれましても、今年3月末をもって勇退されました。

この場をおかりして、阿波市の発展へのご尽力されました6名のご功績に敬意を表するところでございます。

そして、新しく阿波市市議会議員に当選された7名の議員の皆様におかれましては、今後ともに力を合わせて阿波市を活力あるまちにするため頑張っていきたいと考えております。

さて、政府は現在の高齢化社会への進展に向けて、今年2月16日に新たな高齢者対策大綱を閣議決定いたしました。その内容は、少子・高齢化の進展と平均寿命の伸びを踏ま

え、65歳以上を一律に高齢者とみなす傾向を改めるように提唱されております。加えて、60歳から64歳の就業率の増加も盛り込まれました。要するに、高齢者を含めた全ての世代の能力を生かし、多方面に活躍できる社会を構築することが最重要であるとのこととであります。

ただいま国の動向を申し上げましたが、当阿波市においても、平成17年4月1日に阿波市が誕生し、今年4月より14年目を迎えております。合併当時と現在では、国と同様に、市民の高齢者ニーズも変わってきていると感じております。高齢社会において、免許証返納、買い物の交通手段、社会保障の増加など、さまざまな課題が山積みとなっております。

そこで、このたびの質問であります長寿祝金についてお聞きいたします。

現在の合併以降、阿波市の高齢者対策事業として実施しています長寿祝金は、阿波市在住の77歳以上の方全てに支給しております。現在の人口動向から見る社会状況は、団塊世代の誕生後も出生数が急激に減少し少子化となり、その一方では長寿大国となった我が国では、今後の総人口が減少する中、団塊世代が後期高齢期を迎える2025年には超高齢化社会の到来が見込まれております。このことは、阿波市にとっても大きな課題となっております。

老人福祉法制定に伴い、定められた老人の日から半世紀が経過しております。その間、全国的に敬老を祝う行事や祝金の支給など、長寿を祝福し、高齢福祉の増進に寄与する目的で、敬老の日に合わせて長年実施されてまいりました。しかし、全国の各自治体では、先ほど申し上げました現在の社会情勢や市民ニーズに対応するため、長寿祝金の支給や現物記念品の贈呈は、事業の廃止や縮小、または見直しが行われております。阿波市において平成28年度決算で約3,700万円支出しており、その交付総額において、徳島県で見てもかなりな高額となっております。しかし、この事業を見直し、その削減効果において、現在の阿波市において真に必要と考えられる新しい高齢者対策事業の財源に活用してみてもどうでしょうか。

それでは、通告してあります長寿祝金の現在の運用と実績について見直しを実施し、その財源を他の事業に活用してはどうかについて所見をお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、阿波みらい三浦議員の代表質問1問目、長寿祝金に

ついでに1項目め、現在の運用と実績について及び2項目め、当事業の見直しを実施し、その財源を他の事業に活用してはどうかの質問に順次答弁をさせていただきます。

まず、現在の運用の実績についてであります。

阿波市の長寿祝金支給事業は、平成17年、阿波市誕生以来、現行の阿波市長寿祝金支給条例に基づき、支給を行っています。祝い金の支給要件としては、年齢が77歳以上の方全員が対象となり、毎年9月1日を基準日として本市に引き続き1年以上居住し、かつ住民基本台帳に登録されていることが支給要件となります。事業実績は、平成27年度から平成29年度までの3年間の支給人数の合計、また支給総額を申し上げますと、平成27年度は5,671人、3,612万円、平成28年度は5,654人、3,698万円、平成29年度は5,668人、3,717万5,000円となっており、総支給額は年々増加傾向にあります。その要因は阿波市の支給人口の増加にあり、今後団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年の将来推計では、支給人数は6,147人、総支給額は4,335万5,000円の事業費が必要と見込まれます。

次に、当事業の見直しを実施し、その財源を他の事業に活用してはどうかというご提案であります。本市の長寿祝金支給事業の内容は徳島県内でもトップクラスで推移しておりますが、一方で議員も言われましたように、他市町では近年長寿祝金事業を削減、縮小し、高齢者ニーズに合わせた高齢者対策事業に財源を配分している団体が多々見受けられます。議員もおっしゃられたように、本市においても高齢者の免許証返納、買い物の交通手段の確保、社会保障費の増加など、さまざまな課題が山積しており、今後高齢者ニーズに合わせた施策が必要と考えています。長寿祝金支給事業については、将来にわたり増加すると推計される高齢者人口や多様化する高齢者ニーズを総合的に判断し、見直しを検討し、真に阿波市に必要な高齢者対策事業を早急にお示しできるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） よくわかりました。

次に、再問として市長にお聞きいたします。

藤井市長は、昨年4月の阿波市市長選挙において市長に就任され、現在2年目に入るところであります。その間、「市民と歩む輝くまちづくり」をスローガンに、市政全般において、阿波市市民の住民福祉向上のため日々努力されております。

そこで、先ほど健康福祉部長が答弁しました見直し案による財源をどのような事業に活用してみたいのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 三浦議員ご提案の長寿祝金支給事業の見直しによりまして、確保できる財源でどのような高齢者対策事業を考えているかという質問に対してお答えを申し上げます。

まず最初に、私たち阿波市にとって重要な財源でございます地方交付税制度につきましても、27年6月だったですか、財政諮問会議におきまして、28、29、30年度の3カ年については地方に必要な一般財源の総額は政府のほうで確保しますっていう約束事がありました。そのとおり28年、29年、30年については、今年度を含めて、地方に必要な一般財源の総額のいわゆる交付税等々について確保をしていただいたところでございます。しかしながら、31年度以降の地方に必要な一般財源の総額については、今のところ国のほうと地方の場で約束ができてません。

そういった中、交付税の削減が予想される中、厳しい財政運営が余儀なくされてるところでございます。先ほど三浦議員もおっしゃいました本年2月16日に閣議決定されました新たな高齢社会対策大綱策定の目的に、65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向はもはや現実的ではなくなりつつあることや高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることができる環境をつくると明記されております。

また、基本的考えとして、年齢による画一化を見直しまして、全ての年代の人々が希望に応じて意欲、能力を生かして活躍できるエイジレス社会を目指すとしております。エイジレス社会というのは、年齢で区別せず、意欲や能力に応じて生活できる社会のことでございます。高齢化社会における健康、福祉、それから学習、社会参加や生活環境等に加えまして、全ての世代の活躍推進を主な施策に据えているところでございます。

このように、超少子・高齢化が進み、高齢者ニーズも多様化する中におきまして、全ての世代に配慮した政策が求められておりまして、三浦議員ご提案の長寿祝金支給事業の見直しにつきましても、その必要性は高くなっていると考えてるところでございます。私自身、三浦議員もおっしゃいましたとおり、市民と歩む輝くまちづくりを掲げ、住民福祉の向上を目指してるところでございます。また、阿波市総合戦略におきましても、活力ある暮らしやすい地域づくりを目指しまして、全ての世代の市民が安らぎの中で暮らせる環境整備や生活利便性の向上に取り組むこととしております。こうしたことから、今回提案いた

いただきました事業見直しによりまして生み出される財源につきましては、現在検討を進めている高齢者を初めとする交通弱者や通学者などに配慮し、利便性向上を目標とした公共交通網形成計画の実現に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） よくわかりました。私も藤井市長と同様の考えであります。その方向にスピード感を持って対応していただきたいと考えております。今後、市長とともに、市民の望んでいる事業の早期実現に向けて、私も全力で努力していきたいと考えております。どうか市長にはお体にお気をつけられて、日夜頑張っていただきたいと思っております。

これで、長寿祝い金についての質問を終わりたいと思っております。

2問目の現在の整備事業の進捗状況について質問いたします。

県道宮川内牛島停車場線は、阿波市土成町から吉野川市鴨島町に至る吉野川市南北を結ぶ重要な生活道路であります。この区間は、吉野川を渡る潜水橋があり、転落事故や浸水時期の通行どめなどが原因で、一般国道318号線に車両が迂回し慢性的な交通渋滞が発生するなど、地域の社会経済動向に大きな支障を来しているところです。これらの諸問題の解決を図るため、県においては平成6年度より県道徳島吉野線から国道192号線の区間の整備着手がなされ、平成16年度には西条大橋を含む県道徳島吉野線から県道徳島鴨島線までの完成、その後平成22年度末には吉野川市内の県道徳島鴨島線から国道192号線までの間が完成を見ました。通行される方の利便性が大きく向上しております。

一方で、阿波市に目を向けますと、西条大橋周辺の道路整備が完成した以後、県道鳴門池田線から北詰の中央広域環境施設組合までの区間の整備はできたものの、県道鳴門池田線から南へ県道徳島吉野線までの区間のバイパス整備がおくれており、西条大橋周辺の道路整備が完成してから14年が経過しているのが現状であります。現在の県において未整地区間であります吉野町内の県道鳴門池田線から県道徳島吉野線までの区間、980メートルのバイパス整備事業に平成23年度から着手していただいておりますが、地元民からはどこまで事業が進んでいるのかとの問い合わせが多くあります。

そこで、1問目の質問であります。現在の整備事業の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。



○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい三浦議員の代表質問の２問目、一般県道宮川内牛島停車場線の吉野町バイパスの整備についての１点目、現在の整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

一般県道宮川内牛島停車場線は、阿波市土成町宮川内を起点とし、吉野川市鴨島町牛島に至る吉野川中流域の南北を結ぶ延長約１１キロメートルの幹線道路であり、緊急輸送道路として防災上重要性の高い路線となっております。この路線につきましては、徳島県が県道のネットワーク整備や交流促進を図る目的で整備を進めていただいております。平成２３年３月には主要地方道徳島吉野線から一般国道１９２号までの延長約３．２キロメートルの区間が供用されました。また、同時期に主要地方道鳴門池田線から中央広域環境施設組合南側までの６４０メートルが供用されまして、安全性と利便性向上に大きな効果をもたらしております。県においては、引き続き未改良で残る主要地方道鳴門池田線から主要地方道徳島吉野線区間のバイパス整備について、まず徳島吉野線から北側への７８０メートルの区間を平成２３年度に、残る鳴門池田線までの２００メートル区間につきましては平成２７年度にそれぞれ着手していただいております。

議員ご質問の事業の進捗状況について、管轄します東部県土整備局吉野川庁舎にお聞きしたところ、主要地方道徳島吉野線から一般県道宮川内牛島停車場線現道までは、吉野工区におきましては用地取得を全て終え、現在大正用水南側までの構造物工事をほぼ完了しております。本年度は大正用水から北側の道路擁壁を初めとした構造物工事及び市道出屋敷２号線との交差点周辺の舗装工事を実施していく予定であるとお聞きしております。さらに、一般県道宮川内牛島停車場線と主要地方道鳴門池田線を接続する吉野延伸工区においては、昨年度交差点の一部について工事を実施しております。また、用地取得につきましては、全区間の取得には至っておらず、本年度も引き続き全力で取り組んでいくとの回答がございました。

これらの工区が供用されますと、主要地方道鳴門池田線と一般国道１９２号が直結されまして、南北に並行して走る一般国道３１８号の慢性的な渋滞緩和や主要地方道徳島吉野線への大型車両の流入緩和が図られるものと思います。市といたしましても、本事業について、できることは協力いたしまして、通行車両の円滑な走行はもとより、安全・安心の道路整備に向け、県との連携を密にしまして、一刻も早い事業区間全線の供用が図れるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

2問目の今後の整備事業の見直しについての質問をいたします。

この事業については、平成23年度から実施されてまいりました。本年度で8年目を迎えます。先ほど建設部長から、吉野工区、吉野延伸工区、それぞれについて事業進捗状況の答弁をいただきました。現在の整備が進んでいるバイパス区間は、県道宮川内牛島停車場線でも重要な区間の一つであると思っております。県におかれましては一日も早い整備完了に向けて努力をしていただいておりますが、地元の住民からはこのバイパス区間の早期完成の声が強くなります。

そこで、2点目の質問になりますが、今後の整備事業の見直しについて、わかる範囲内で結構ですので、政策監にお伺いしたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい三浦議員の代表質問、一般県道宮川内牛島停車場線吉野バイパスの今後の整備見直しについて答弁させていただきます。

現在県が整備を進めている吉野バイパスにつきましては、先ほど建設部長から答弁させていただきましたが、主要地方道徳島吉野線から北側780メートルを吉野工区、さらに主要地方道鳴門池田線までの200メートルを吉野延伸工区として整備促進に取り組んでいただいております。

今後の整備につきまして県からは、吉野バイパスはこれまでに進捗率約70%の事業進捗が図られ、用地取得が完了している吉野工区は構造物工事や舗装工事を推進し、用地取得が完了していない吉野延伸工区は用地取得を優先に鋭意取り組んでいくとお聞きしているところです。完成見込みにつきましては、当事業が国の社会資本整備総合交付金を活用しており、次年度以降の予算が確定していないこと、用地取得については地権者の方のご理解が重要なこと、こういった現状を踏まえ、公表には至っておりません。

しかしながら、当路線について県は、地域の経済産業活動や通勤通学などの日常生活を支えるとともに、救急救命の役割を担う重要な路線と位置づけており、本市としましても引き続き整備促進が図られるよう、先般5月21日の知事市町村長会議の場で、市長から用地取得の協力と一層の整備促進を発言していただき、知事との意見交換を行ったところ

です。このように、一日も早い全線供用に向け、機会あるごとに整備促進を訴えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

建設部長、政策監より事業の進捗状況の今後の見通しについてそれぞれ説明をいただきました。県においても、用地交渉の経過や割り当てられる事業によって状況も変わるかと、具体的な完成年度を示せないのは私も理解いたしますが、県の皆様にはできるだけ頑張ってください、早期に完成をお願いしたいと思います。

先ほど答弁で、県道徳島吉野線から北への吉野工区約780メートルについては用地取得が全て完了しているとお聞きいたしましたが、吉野延伸工区の一部では用地取得が完了していない箇所があると答弁がありました。このことについて、わかる範囲内で結構ですので、もう少し具体的に状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、三浦議員の一般県道宮川内牛島停車場線吉野延伸工区についての詳細の状況について答弁させていただきます。

議員からご質問いただきました吉野延伸工区につきましては、大型車両の交通量が多い主要地方道鳴門池田線の車両の通行を妨げることなく、スムーズに宮川内牛島停車場線に誘導するため、鳴門池田線の右折レーンや歩道の設置を含めた交差点改良を計画しています。こうしたことから、県は右折レーンを含めた交差点の用地取得に着手しており、既に一部用地を取得しているところでございます。現時点では用地取得は完了している状況ではございませんが、県からは地権者のご理解をいただけるよう全力で取り組んでいくとの回答をいただいているところであり、今後の進展につきましては注視をしてまいりたいと考えているところでございます。引き続き、県との連絡を緊密に行い、市民の悲願であります宮川内牛島停車場線の早期完成を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。議員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。用地交渉は所有者それぞれの考えがありまして、用地の取得は大変な努力が必要だろうと思います。県の担当者の方には粘り強く用地交渉を重ねていただきまして、一日も早く工事着工ができますようお願いいたします。

す。現在実施中のバイパス整備が完成しますと、国道192号線、県道鳴門池田線までが歩道つき道路としてつながり、通行車両の利便性はもとより、歩行者にとっても安全・安心して通行できる道路として大きな効果を発揮できるものと、私も大いに期待しております。この区間の完成を阿波市市民も待ち望んでおります。阿波市の東玄関口の幹線道路として一日も早く全線完成を図られますようお願いいたしまして、2問目の代表質問を終わらせていただきます。

続いて、3問目の阿波市農地放棄地について、吉野町柿原地区にある農地放棄地についてを何か対応があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（森本節弘君） 石川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石川 久君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい三浦議員の代表質問の3問目、阿波市農地放棄地についての吉野町柿原地区の農地放棄地についてお答えします。

阿波市における耕作放棄地の推移をご紹介しますと、農林業センサスの調査におきまして、2010年は286ヘクタール、2015年は329ヘクタールで、5年間で43ヘクタール、約15%増加しております。議員お尋ねの吉野町柿原地区についても増加の傾向にありまして、中でも所有者が県外にお住まいの場合、管理ができずに耕作放棄地といった状態になっている農地が見受けられます。農地法第2条の2では、「農地について、所有権、または賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と定められております。農業委員会では、農地に雑草が繁茂し、病虫害の発生により周辺地域に支障が生じるような場合には、適切に管理していただけるよう所有者に対し通知等により依頼をしているところでございます。議員が懸念されておられます耕作放棄地につきましても、農地の管理者に対しまして適切に管理していただけるよう依頼をしているところでございます。しかしながら、害虫などが発生する時期を迎えております。再度管理の依頼を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 今説明を受けたんですけども、年々放棄地がふえていく中で、非常に住宅地に膨大な土地が放棄をされる場所があるわけなんですけども、そういったところで子どもの歩行者用の道路がすぐ横にございまして、そして住宅地が建ち並ぶところ

で膨大な土地の放棄地がございます。そういったところの問題として、これ市として何かやっぱり対応をしていただいて、もし子どもさんに被害が及んでから騒いだんでは遅過ぎるというふうに思いますので、教育委員会のほうにも私たちの放棄地は農業委員会の問題であるといったことで放置をするのでなしに、子どもさんの安全・安心を見ながら、教育委員会ももう少しそういったところにも目を向けていただいて、時期が来ると蜂がぶんぶん飛ぶわ、そしてマムシの蛇がずるずる出てくる。今ごろになりますとムカデが住宅地の中にずっと入り込んできて、非常に生活に困難を来しているというふうな文句がたまたまずっと私のところに陳情に参っております。

市長にも一度見ていただいて、その相談もしたこともあるんですけども、何ら対応のしようが、市の予算でもってせなんだら対応ができんっていうような問題が出てくると、非常に大きく予算も伴ってくるので、なかなか市も手が出せないという状況でありますので、こういったことを農業委員会で何とか食いとめられるような策を練って、安心・安全で私たちの子どもや孫が学校に行けるようにしていただけたらというふうに私は請願を持って、地元の方に預かって、農業委員会、または市長にも差し上げましたけども、市長も丁重に現場も見ていただいて、そしてできるだけ子どもさんや住宅の人たちに迷惑をかけるように対応をしたいというふうにしばしば対応はしていただいておりますけども、もっと具体的に根本的にから変えていかなんだら、この放棄地の問題は解決がしないというふうに思いますので、私の周辺にもあちらこちらでもう柳や、そして雑木がどんどん生えてくる田んぼが多くなりました。そういったことを市としてどう対応していくのか、全課を挙げて考えていく必要があるのではなかろうかというふうに思いますので、どうぞそういったことにも目を向けていただけますようお願いをいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これにて阿波みらい三浦三一君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ笠井一司君の代表質問を許可いたします。

笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、8番笠井一司、志政クラブの代表質問をいたします。

まず第1問目は、人口減少社会への対応についてであります。

平成26年に日本創成会議・人口減少問題検討分科会から、2040年までに、全国約1,800の市町村がありますが、そのうち約半数の市町村において、人口減少により行政や社会保障の維持、雇用の確保などが困難になるとの予測が発表され、大きな衝撃が走りました。阿波市でも、合併前の1985年、昭和60年ですけれども、昭和60年をピークに人口は減り続け、合併時の人口は約4万3,000人であったものが、今年5月末の住民基本台帳人口は約3万8,000人となっており、合併後10年余りを経過して1割以上人口が減少しております。阿波市人口ビジョンでは、2060年の人口3万人以上を確保するため、人口減少対策となる施策を複合的に展開することとしております。

今人口減少による問題として、空き家の増加や耕作放棄地の拡大、地域の商店街や農村コミュニティの衰退など、さまざまな社会問題が表面化しております。

そこで、阿波市として、まず1点目、人口減少が続く中で、どのようなことを行政の課題として捉えているのか。また、2点目、その課題に対し、どのような施策を考えているのか。以上2点についてお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問にお答えを申し上げます。

笠井議員からは、人口減少が続く中で、阿波市がどのようなことを行政の課題として捉えているのか。また、その課題に対し、どのような施策を考えているのかの2点につきましてご質問いただいております。一括してお答えを申し上げます。

我が国の人口は平成20年をピークに減少に転じ、平成28年出生者数が、人口統計をとり始めました1899年、明治32年以来、初めて100万人を割り込み、昨年はさらに前年から3万人減少いたしました。また、先ほど議員からもご紹介をいただきましたけれども、民間団体の日本創成会議によりますと、896の自治体が消滅自治体になるという指摘もありまして、国全体といたしまして人口減少問題に対する議論、取り組みが加速をしておるところでございます。人口減少が進んでまいりますと、高齢化率も合わせて上昇することとなりますので、社会保障費などが増大し、これまでの行政サービスの維持が大変困難な状況になるという可能性や後継者不足による産業の衰退、耕作放棄地の増大、

また空き家の増加など、さまざまな課題が発生してまいります。このような課題の発生を抑止するためにも、人口減少傾向を少しでも緩やかにするため、本市におきましてもこれまでにない長期的視点に立った人口目標を人口ビジョンにより定め、それを実現するための取り組みをまとめた総合戦略の策定をしたところでございます。

本市の人口減少の要因は、転入者よりも転出者が多くなる社会減と出生者数より死亡者数が多くなる自然減の複合的な要因があると確認されております。社会減につきましては、進学や就労の場を求めて都市部への流出が多くなっているため、その流出を食いとめるためには、都市部にはない本市の充実した子育て環境や生活環境の魅力を認識いただくとともに、幼少期より郷土愛の醸成を図ることも大変重要であると、このように考えてございます。また、それを実現するためには、容易なことではございませんけれども、やはり雇用の場の創出ということが最も重要な課題になってくると考えてございます。

一方、自然減につきましては、特に出生率の向上を目指さなければならないと考え、本市ではこれまで数多くの子育て支援策を実施してまいりました。しかしながら、平成27年の国勢調査の結果を見ますと、本市の30歳から39歳の未婚率が男性で45.7%、女性で28.9%となっておりまして、晩婚化、非婚化が年々進行しております。現在本市の合計特殊出生率は1.4と低迷しておりますが、この晩婚化、非婚化が大きな要因の一つであると考えております。

人口減少問題に対しましては、即効性のある施策はなかなかないというのが実情ではございますけれども、現在スタートして取り組みを行っております事業等につきましても、一過性のものとして終わることなく、今後も改善を加えながら、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいまご答弁をいただきました。社会保障の増大によるこれまでの行政サービスの維持が困難になる可能性や後継者不足による産業の衰退、また空き家の増加などの課題、それから晩婚化、非婚化の進行などの課題が見込まれ、このため総合戦略を策定し、社会減に対しては雇用の場の創出、自然減に対してはさまざまな子育て支援策を講じているということでもあります。人口減少による今後の課題として、社会保障費の増大が上げられておりましたが、一方で歳入面でも人口減に伴う交付税の減少や経済活動の縮小に伴い、住民税の減少、さらには固定資産税の減少など、将来の財政面でも厳し

いものがあると思われます。

再問といたしまして、(3)ですけれども、縮小する財政収入に対し、一方で増大する行政需要がある。これからの財政運営をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問1問目、人口減少社会への対応についての再問でございますが、縮小する財政収入に対しまして、一方で増大する行政需要がある。これからの財政運営をどのように考えているのかというご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、本市の財政状況につきましては、現在のところ、財政の健全性を示す指標であります財政健全化判断比率などを見ましても、比較的良好な状況であると認識をさせていただいております。一方、歳入面から見た本市の財政構造は、国からの地方交付税や国県支出金、地方債の借入れなど、依存財源の割合が高くなっている現状である上、議員ご指摘のとおり、人口減少に伴いまして個人住民税や法人税が減少していくことが考えられます。また、歳出面では、行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき行財政改革にも取り組んでおりますけれども、社会保障関連経費に加え、少子化対策や地方創生関連の経費についても今後増加するものと考えてございます。

議員ご質問のこれからの財政運営をどのように考えているのかというご質問につきましては、人口減少社会を迎え、まずはしっかりと受けとめ、市民の皆様への行政サービスの低下がないよう取り組むとともに、さらには将来世代に過大な負担を残さないように、毎年度更新をしております阿波市中期財政計画に基づき、財源確保、歳出削減、効率的なインフラ整備等を図る必要があると考えております。

具体的には、財政の確保のため、現在好調なふるさと納税のさらなる推進や平成29年度に策定を行いました阿波市公共施設個別管理計画に基づき、耐用年数のある施設の利活用への取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

また、歳出削減では、公共施設の総量最適化を図るため集約化、除却等を行い、ライフサイクルコストの低減につなげていくとともに、民間活力の導入等による、経費の削減もさらに努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、限られた財源を効果的な施策に振り向け、持続可能な財政運営に努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 将来の財政見通しについて、ふるさと納税のさらなる推進や公共施設のライフサイクルコストの低減、民間活力の導入等を進め、今後とも限られた財源を効果的な施策に振り向け、持続可能な財政運営に努めるとのご答弁でありましたが、日本全体の人口が減少している中、阿波市が既に人口減少社会の時代に入っているという認識が我々にはまだまだ弱いのではないかと思うのであります。今後とも人口は減っていくとの認識のもと、これまでの延長線上での施策を考えるのではなく、人口減少がもたらす課題に対して効果的な施策を考え、サービス低下をさせることなく長期的な視点で持続可能な財政運営ができるよう、対策を考えていくようお願いしたいと思います。

第2問目は、阿波市公共施設個別管理計画についてであります。

これも平成26年度のことではありますが、人口減少に伴う公共施設等の利用状況の変化や合併後の施設全体の最適化を図るため、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するための計画、公共施設等総合管理計画が策定されました。それによると、阿波市の公共施設を維持していくためには、これからの40年間で総額2,217億円、内訳といたしましては建物で987億円、道路で615億円、橋りょうで119億円、上水道で461億円、下水道で36億円という、40年間で総額2,217億円、毎年平均いたしますと55億円が必要となる内容で、このままでいけば、これは私の試算ではございますが、毎年十数億円の財源不足が見込まれるのではないかと思います。総合管理計画は定められた手法により算定された机上の数字であり、具体的には今後算定される個別管理計画で公共施設の維持管理に努めていくのご答弁でございました。

このたびこの公共施設個別管理計画ができ上がったということでございますので、まず1点目、個別管理計画の内容は。また、どのような視点で策定したのか。2点目、個別管理計画の策定により、総合管理計画での予測値に対してどのように改善したのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員のご質問の2点目、阿波市公共施設個別管理計画について2点ご質問をいただいております。一括してお答えを申し上げます。

本市の公共施設の現状でありますけれども、建築から30年以上経過した建物が約40%を占めており、中には50年以上経過した建物もあり、これら老朽化を迎えた建物につきましては更新を行う施設の選択を行い、市民の安心・安全で快適な施設利用を守るため、適切な長寿命化工事や大規模改修、または建てかえが必要となっております。本市の公共施設の多くは旧4町の施設をそのまま引き継いでおりますが、国勢調査によりますと、合併前の平成12年の人口が4万2,388人に対しまして、平成27年では3万7,202人まで減少しております。また、少子・高齢化による人口動態や社会慣習の変化の影響から利用頻度が減少してる施設も少なからずあり、これらの公共施設に対する需要の変化についても対応をしていく必要があると考えております。

阿波市公共施設個別管理計画では、本計画の対象とした264施設全てに対して個別にこのような視点から方針の策定を行い、計画内において公共施設マネジメント事業として5つの視点で事業を行うこととしております。

まず1点目といたしましては、公共施設の除却事業であります。主に老朽化が進行し、使用頻度も少ない施設を対象といたします。

次に、2点目といたしましては、公共施設の統廃合事業でございます。近隣に類似施設があるものにつきましては統廃合を行い、1つの施設にまとめることができないか検討してまいります。

3つ目は、公共施設の地元への譲渡事業であります。この事業では、主に集会施設や農機具倉庫など、地元自治会や特定団体が使用してる施設を使用者の方と協議を行い、合意が得られたものについて譲渡を行いたいと、このように考えております。

4つ目につきましては、公共施設の利活用事業です。これは使用を取りやめているものの、建物として利用価値がまだ見込まれる施設を対象といたしまして、他団体への貸し付け等を検討するものであります。この取り組みにつきましては、旧市場給食センターにおいて、貸付希望団体を公募し、この5月にプロポーザルにて候補者の選定を行いました。現在、貸し付けに向けて具体的な協議を行っているところでございます。

そして、5点目といたしまして、公共施設の適切な維持管理事業であります。今後も使用するとした公共施設につきましては、適切な長寿命化工事を実施し、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

これらの取り組みにつきましては、住民の皆様方の理解をいただくことが前提となりますので、使用されている施設につきましては十分な説明、協議を行い、実施してまいります。

いと考えております。

次に、平成27年度に策定を行いました阿波市公共施設等総合管理計画において、現状の公共施設数及び延べ床面積を維持し続けると、建物の大規模改修及び建てかえの費用として、現状の財政規模を維持し続けたとしても、本市の平均的な投資的経費からしても年間4.1億円の財源が不足することが考えられます。今回策定を行いました阿波市公共施設個別管理計画では、マネジメント事業の中で行う除却、地元譲渡を全て計画どおり行うことができれば、大規模改修及び建てかえ費用が年平均で3.3億円の削減が行えることとなっております。加えて、今回の個別管理計画の対象に含まれていない公営住宅につきましても、ストック計画により統廃合等を行っていく予定としております。

また、施設の維持管理につきましては、建物の日常点検をくまなく行っていくなど、既存建物の使用年数をできるだけ延ばしていき、ライフサイクルコストの改善を図り、更新費用の削減を図っていく努力をしまいにたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいまのご答弁では、今回の個別管理計画は建物の管理計画で、建物264施設を対象としたもので、30年以上経過した建物が約40%を占めており、適切な修繕や長寿命化の工事が必要な施設が数多くあります。この計画は5つの視点で策定され、まず1点目が、使用頻度がほとんどない施設を対象として除却をするということ。2点目として、近隣に類似施設があるものについては統廃合。3点目として、地元等への譲渡。4点目として、建物として利用価値がまだ見込める施設は他団体への貸し付けをするということ。5点目として、今後も使用する施設については長寿命化工事を実施し、ライフサイクルコストの低減を図るという5つの視点で計画づくりがされております。この計画によりまして、当初の総合管理計画に比べ、年平均で3.3億円の削減が図られるとのことでありますが、まだ財源不足が見込まれるということですので、さらなる経費削減に努めていただきたいと思います。

今回策定されました個別管理計画は建物系に限られた計画ですので、将来の維持経費の半数以上を占める他の企業会計施設や土木系公共施設の個別管理計画の策定はどのように進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員

の代表質問の再問、他の企業会計施設や土木系公共施設の個別管理計画の策定はどのように進んでいるのかのうち、阿波市上水道関係について答弁させていただきます。

本市の上水道事業は、旧4町時代の昭和39年度から昭和46年度にかけて創設され、その後水需要の増加、水源の変更などに対応した拡張事業を経て、平成17年度の阿波市合併により、現在の計画給水人口4万4,800人、計画1日最大給水量3万2,200立方メートルの阿波市水道事業として再スタートしました。創設以来、既に46年から53年が経過しており、施設の老朽化への対応は必要不可欠なこと、また施設の更新及び再編には多額の費用と長い期間が必要となることから、今後の更新及び再編を効果的かつ効率的に実施するため、水道事業健全化推進委員会の議論を経て、平成28年度に平成42年度までの15年間の上水道事業の指針となる阿波市上水道基本計画を策定しました。

また、基本計画を着実に実行していくため、5年ごとの前期、中期、後期と区分し、整備の優先順位と投資規模のバランスに配慮するとともに、給水区域の統合、施設の削減による簡素化などを定めた整備計画を作成したところです。

整備計画の概略を説明しますと、給水区域の統合として、阿波町に新たに小倉高区配水池を築造し、市場町の大俣低区配水池と連結することで、大俣地区給水エリアの給水を行います。これにより、市場町水源は日開谷川以東を給水エリアとすることとなり、新庁舎北側に新設した市場高区配水池と土成低区配水池を連結する土成連絡送水管を布設することにより、土成町給水エリアの40%をカバーします。あわせて、市場高区配水池の増築と市場町水源の改良を行い、送水能力を高めることにより、土成町給水エリアの100%をカバーすることとしています。

また、これらの給水区域の統合は施設の削減による簡素化につながり、小倉高区配水池を現在の小倉配水池より高い位置に新設することにより、既存の多くの配水池やポンプ場などが不要となります。土成町給水エリアが市場高区配水池から100%送水可能となった場合には、郡水源地などの施設が不用となり、施設の削減による簡素化が図られます。

これらの整備に合わせ、南海トラフ巨大地震などに備え、防災計画で定めた給水拠点等への給水を可能とするための重要管路の更新や耐震化を進めてまいります。

現在の進捗率ですが、小倉高区配水池築造については、今議会に用地購入費及び補償費を補正計上しており、早期の着工を目指します。土成連絡送水管については、平成29年度末で約64%の進捗率となっており、平成32年度末の送水管完成に向けて取り組んでおります。また、市場高区配水池の増築、市場町水源の改良、重要管路の更新や耐震化に

については、他の事業と歩調を合わせ、平成37年度まで、あるいは平成42年度までの事業展開を予定しております。

以上でご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問の2問目、阿波市公共施設個別管理計画についての再問でございます他の個別管理計画の策定はどのように進んでいるのかにつきまして、土木系公共施設関係についてお答えいたします。

建設部では、3つの個別施設計画を策定しております。

まず、阿波市橋梁長寿命化修繕計画についてであります。

この計画は、可能な限り橋を長もちさせて、橋の修繕、かけかえによる費用を抑えることを目的に、平成23年4月に策定しております。現在、本計画に沿って682橋の橋りょう点検を実施し、点検の結果により計画的な修繕工事を行っているところでございます。今後におきましても、橋りょうに大きな損傷が発生する前に修繕等を行う予防保全的な維持管理を実施し、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、阿波市道舗装長寿命化修繕計画についてです。

この計画は、平成30年3月に策定しております。今後本市が管理する道路においては舗装の経年劣化がますます加速することが想定されることから、限られた維持予算の中で、長期的な視点に立ち、年次的、計画的な舗装修繕の実施が求められております。本計画では、幹線道路であります114路線について、計画的な道路管理、効率的な舗装修繕工事の実施、舗装修繕予算の平準化などを基本方針としまして、舗装の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。今年度より、本計画に基づきまして、早急に修繕が必要な阿波町の阿讃山麓線ほか5路線、延長約3.5キロメートルについて、5カ年計画により舗装修繕工事を実施してまいります。

次に、阿波市営住宅ストック総合活用計画についてです。

本計画は、市営住宅の老朽化が進んでいる状況下におきまして、定住促進や安心・安全な住環境づくりを推進するために、市営住宅の総合的な活用、整備を目的に、平成23年1月に策定しております。その後、10年計画の前期が経過する平成27年12月に、国の交付金の動向、市の財政状況及び市の人口動向などを精査しまして、住宅の実態把握と将来需要予測を踏まえ、地域ごとの団地の事情に応じた活用目標の設定を行い、建てかえ

事業及び長寿命化改善事業の計画変更を行ったところでございます。

今年度は、本計画に基づきまして、建てかえ事業としまして吉野町の大野神団地改築工事、長寿命化改善事業としまして阿波町の名東ノ岡、赤坂西団地長寿命化改善工事を進めていくこととしております。今後、市場町、土成町の建てかえ事業の計画につきましても、将来における住宅事情に沿った計画となるよう適時検討を重ねまして、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいま建物系以外の公共施設個別管理計画についてのご答弁をいただきました。

企業会計施設であります上水道事業につきましては、創設以来既に46年、53年という長期の年数が経過しておりまして、施設の老朽化っていうのは相当進んでいるんじゃないかと思っております。これに対しまして、阿波市上水道基本計画によって5年ごとの前期、中期、後期と3つに区分して整備の優先順位をつけ、投資規模のバランスにより配慮し、施設の削減による簡素化などを含めた整備化計画を作成して事業を進めておるということでございます。

また、土木系公共施設の個別管理計画につきましては、阿波市橋梁長寿命化修繕計画、阿波市道舗装長寿命化修繕計画、阿波市営住宅ストック総合活用計画の3つの個別管理計画を策定しており、橋梁長寿命化修繕計画では、641の橋りょうを点検し、橋りょうに大きな損傷が発生する前に修繕を行う予防保全的な維持管理によりコスト削減に努めているということ。市道舗装長寿命化修繕計画では、幹線道路である114路線について、計画的で効率的な舗装修繕工事の実施を行う計画であるということ。市営住宅ストック総合活用計画では、将来における住宅事情に沿った計画になるよう事業を見直しながら進めているということでありまして。いずれの計画につきましても、残念ながら当初の総合管理計画との比較のできるような具体的な費用の算出ができませんでしたので、将来的な財政への見通しについては現時点ではちょっと不明確でございましたので、機会を改めて質問したいと思います。

第3問目は、新年度の組織改正についてお伺いしたいと思います。

今年度の組織改正をみますと、市長部局では1課2室の設置、教育委員会事務局で部の設置、議会事務局で課の設置と、藤井市長となって初めての組織改正で大きな組織改

正が見られました。4月の臨時会での行政報告でご説明がありましたが、もう少し詳しく内容や狙いをお聞きしたいと思います。今年度の組織改正は大きな組織改正となっているが、その内容と目的をお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問3点目、新年度の組織改正についてご質問をいただいております。お答えを申し上げます。

今年度の組織改正につきましては、平成27年10月に策定を行いました阿波市総合戦略が本年4年目を迎え、総仕上げとなる平成31年度につなげる大変重要な年であることから、さまざまな課題に対して職員の創意工夫を凝らしながら、各部局が連携してソフト、ハードの両面から施策を推進するため、地方創生施策の加速を図る組織体制を目指して組織改正を行ったところでございます。

組織改正の具体的な内容についてでございますけれども、まず1点目といたしまして、本格的な人口減少社会を迎え、「輝く阿波市に煌めく未来」をテーマとして策定を行いました阿波市総合戦略を推進し、地方創生への取り組みを充実するための企画総務部企画総務課内に企画担当、コミュニティー担当から成る地方創生推進室を新設いたしました。

続きまして、2点目として、既存施設の有効活用を図るべく、次世代へ価値ある公共施設を引き継ぐために策定をいたしました阿波市公共施設等総合管理計画をもとに、施設の有効活用や統廃合を効果的に実施するため、免許センターを核とした旧阿波市役所改修工事や土成図書館、公民館新築工事などの営繕工事及び庁舎等公用公共施設に係る技術支援を業務とする営繕課を新設をいたしております。

次に、3点目として、阿波市の重要施策であります本市幼児教育の充実に向け、幼保連携型認定こども園の推進について、平成32年4月を目途に開園に向けた施設整備を図るとともに、設置運営の民間移管など、公と民間が連携し、各施設がスムーズな管理運営を実施するため、こども園の推進室を新設しております。そしてまた、英語教育や食育を初めとする教育活動の拡充や教育施設の老朽化対策など、将来を見据えたソフト、ハード事業を的確に推進する必要があり、指揮命令系統を明確にするため、教育委員会事務局に教育部を設置し、部長級の教育次長を教育部長と改めてございます。

そして最後に、議会事務局の組織改善といたしまして、県内市議会間の連携を保つとともに、市議会の円滑な運営と活動を図るため、議会事務局内に議事総務課を新設いたしま

した。

これら組織の改正によりまして、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応し、執行体制の一層の強化や、より効率的な組織体制の確立を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいまのご答弁では、阿波市総合戦略の最終年度である平成31年度に向けて、施策の推進と公共施設総合管理計画の実施、重点施策である認定こども園の推進、教育委員会部局の施策の確実な推進のための指揮系統の明確化、市議会の円滑な運営、活動のため、部、課、室を新たに設置したとのことであります。今回の組織改正で市政の重点的な施策が着実に進められるよう期待したいと思えます。

第4問目は、合併特例債の再延長に伴う事業計画の見直しについてであります。

開会日の行政報告の中で、平成の大合併で誕生した市町村に認められている合併特例債の発行期限を再度5年延長する改正特例法が成立したとの報告がございました。まだ少し合併特例債の枠があったかと思いますが、合併特例債適用の期限の延長により、より安定した活用が図られることとなったが、これからの事業計画と財政見通しを伺いたいと思えます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問4問目、合併特例債の再延長に伴う事業計画の見直しについてお答えを申し上げます。

初めに、議員ご質問の合併特例債の再延長につきましては、これまで合併特例債の再延長を求める首長会に参加するとともに、機会あるたびに地元国会議員への要望活動を行ってきたところであります。

去る4月18日、参議院本会議におきまして、発行期限を5年延長する改定特例法が可決成立されたところであります。これを受けまして、本市におきましては、これまで合併特例債の発行期限が平成32年度までとされておりましたけれども、平成37年度まで活用することが可能となったわけでございます。

また、さきの市議会第1回定例会でもご答弁を申し上げておりますが、合併特例債には活用限度額が設定をされておきまして、本市におきましては全体で約222億円、その内訳といたしましては、資本整備に約198億円、基金造成に約24億円となっております。



す。この中で、資本整備の発行額につきましては、これまで予算化しているものを含めま  
すと約143億円、活用率として約72.2%であり、残り約55億円が活用限度額とな  
ります。

議員ご質問の合併特例債の事業計画についてであります。今後の活用を計画している  
事業の主なものといたしまして、図書館等整備、学校教育施設の整備、認定こども園施設  
整備、旧本庁舎利活用整備、上水道施設整備に伴う出資、主要幹線道路整備などを予定し  
ておりますが、これはあくまでも現在の予定額でありますけれども、総額で約30億円を  
予定しております。活用限度額の残額は約25億円になると見込んでございます。これ  
ら計画してる事業につきましては、現在の活用期限であります平成32年を踏まえた計画  
としております。今後の見通しといたしまして、平成33年度以降の事業計画を策定する  
際には、関係部局間で十分な検討協議を重ねた上で、市の将来にとりまして必要な施策を  
計画に盛り込み、本市にとって有効かつ貴重な財源であります合併特例債を活用してまい  
りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 合併特例債の期限が平成32年から平成37年度まで延長された  
こと。現在55億円の枠が残っております。平成32年までの計画であります現在進め  
ている図書館整備や学校教育施設の整備、認定こども園の整備、旧本庁舎利活用整備、上  
水道の施設整備、主要幹線道路の整備などで約30億円を予定しているということござ  
います。そこで、まだ25億円が今のところ残っておりますが、これにつきましては現在の  
計画が終了するまでの平成32年度までに事業計画を定め、活用したいということござ  
います。合併特例債は、本市にとって有利な貴重な財源でありますので、必要な施策に  
できる限り活用していただきたいと思っております。

第5問目は、消費者行政についてであります。

阿波市においては、昨年6月に消費生活センターを設置し、積極的に消費者行政に取り  
組んでおります。

そこで、消費生活センターの活動状況、相談件数などをお伺いしたいと思います。ま  
た、このたび阿波市消費者安全確保地域協議会が設立されましたが、どのような活動を行  
うのか。以上2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井一司議員の代表質問の5問目、消費者行政について、1点目に消費生活センターの活動状況、2点目に阿波市消費者安全確保地域協議会の活動状況について、一括してご答弁させていただきます。

まず、1点目の消費生活センターの活動状況であります。本市では消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資するため、昨年6月1日に阿波市消費生活センターを市役所1階に開設しました。市民の身近な相談窓口として、また相談に迅速に対応するため、専門の相談員3名と所長の計4名体制で相談を受けております。当センターが開設するまでは、商工観光課の担当職員が相談を受け、県消費者情報センターに指導を仰ぎながら対応しておりましたが、センターが開設したことで相談案件に迅速に対応できるようになりました。

平成29年度の相談件数は200件で、設置前の年の23件に比べると10倍近くの相談が寄せられております。相談者の6割が女性で、年齢別では60歳以上が5割以上を占めております。相談内容につきましては、はがきやメールなどによる架空請求と通信販売などのトラブルが6割を占めております。こうした相談に対して、センターは国民生活センターとPIONEERと言われている専用回線を結び、相談員は常に全国から寄せられた最新の情報を得ながら相談業務に当たっております。

また、センターでは音声告知機やケーブルテレビで還付金詐欺などの注意喚起、毎月の広報紙での啓発、婦人会など各種団体への出前講座、消費者団体等との共同による啓発活動を行っております。

今後も相談員のスキルアップを図るため、国民生活センターを初めとする各種研修に積極的に参加し、最新の情報や制度について知識を深め、よりよい相談解決を導き、消費者被害から市民を守るため、積極的に業務に取り組んでまいります。

次に、阿波市消費者安全確保地域協議会の活動であります。近年架空請求はがきや還付金詐欺、訪問販売や通信販売における消費者トラブルは多様化かつ巧妙化しております。本市では、近年増加しているさまざまな消費者問題について、被害の未然防止や拡大防止を図るため、消費者安全法に基づく阿波市消費者安全確保地域協議会を本年4月に設立いたしました。協議会は、阿波吉野川警察署、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、婦人団体連合会、市内の消費者協会及び社会福祉協議会に加え、市の関係部署で構成され、消費者被害についての情報共有を行い、被害の防止に努めてまいります。

また、協議会は見守りネットとも呼ばれており、高齢者、障害者など、消費生活上、特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、安全確保のための必要な取り組みを行うこととしております。特に今年度は設立会議でのご意見をもとに、お年寄りにもわかりやすい啓発パンフレットなどを作成し、構成機関の皆様のお力をおかりしまして、独居老人などの世帯に対し配布訪問をし、見守り活動を行っていく予定としております。今後とも阿波市消費者安全確保地域協議会といたしましては、消費者被害を防ぐための活動を積極的に展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 消費生活センターの相談件数は、昨年度は約200件で、相談者は高齢者が多く、相談内容は架空請求や通信販売でのトラブルが多くを占め、消費者被害から市民を守るための相談に応じるほか、啓発にも努めているとのことでございます。このたび設立されました消費者安全確保地域協議会は、関係団体で構成し、消費者以外についての情報共有を行い、今後独居老人等の世帯に対し見守り活動を行うなど、被害防止に努めていく予定とのこと、単に情報交換に終わるのではなく、積極的に市民に働きかける活動組織であるようなので、今後の活動を期待したいと思います。

以上5問につきまして質問させていただきました。それぞれにご答弁をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで志政クラブ笠井一司君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会松村幸治君の代表質問を許可いたします。

松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま議長の許可をいただきましたので、阿波清風会11番松村幸治、代表質問をさせていただきます。

まずは、今年3月の改選選挙におきまして、7名の新人議員が当選されました。本当に

心より当選のお祝いを申し上げます。

また、今議会より阿波市は7名の新人議員をお迎えしての初めての議会ということになりました。どなたとお話をしてみても本当に優秀でしっかりとした議員ばかりでございまして、議会が本当に活性化したなと思っております。これからの阿波市の発展のために頑張っていただけるものと確信した次第でございます。

それでは、質問に入ります。

まず、今回は他市に先駆けた阿波市の英語教育についてということで、本市の導入経緯並びに現在の取り組み状況についてということ。それから、2番目として、今後の取り組み方針についてという2点を一括して質問をさせていただきます。

近来英語教育に重点が置かれてまいりまして、従来の書く、読むから会話へという点が移行してきたように思います。非常によいことだと思っております。

一方、学校教育全般を見ていると、これ英語とは関係ございませんが、例えば運動会は、運動会という言葉自体が従来は秋の季語でございました。これが春が主力となってまいりました。運動会自体の時間の短縮、例えば玉入れは上を向いて競技をすると目にごみが入るということでやめとる学校が多いそうでございます。それから、昔私がやったパン食い競争、これは衛生上非常によくないということで、やってるところでもビニールで包んだんでやってるそうでございます。あのまま食べたらビニールが喉に詰まったりするんで、また気をつけてほしいと思う次第でございますが、風情がなくなってきた感も否めません。私は、親が非常に商売熱心で忙しかったんで、運動会とかを見に来てくれた思い出はほとんどありませんでした。家が食堂をやっていたんで、昼が来ると食堂の出前車で弁当が届くわけでございまして、しかし当時は別にそれでほかの子どもさん等を見てさみしいなと思ったことはございませんでした。

このような学校教育全般の中で、国際共通語であります英語がクローズアップされてきたというのは、急速なグローバル化の進展の中で、一人一人にとって異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要となってきたことにほかなりません。

そして、国際共通語である英語力の向上は、日本の言語教育の将来にとって不可欠なものと言われております。東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020年はもとより、現在学校で学ぶ児童・生徒が卒業後で社会で活躍する2050年、このころには日本は多文化、多言語、他民族の人たちが国際的な立場での調和や環境の中にあることが予想されます。そうした中で、さまざまな社会的、職業的な場面において、外国語を用いたコ

コミュニケーションを行う機会が格段にふえることが予想されます。

このような中、私も平成28年、29年の2年間、阿波市議会の文教厚生常任委員長に就任させていただいておりました。小・中学校を訪問する機会が多くございまして、阿波市の強みは、他市町に先駆けた英語教育であると確信をしておりました。公人、私人として阿波市外を訪れる際にも、阿波市の英語教育は進んでいる、よく言われたものでございます。徳島新聞においても、昨年1月24日に県内の小学校の先進校として取り上げられました。今年に入っても、本年4月17日に、2020年度に実施される小学校の次期学習指導要領で英語が必須教科化されるのに先立ち、阿波市阿波町の伊沢小学校で行われておりますほとんど日本語を使わない授業実施などがクローズアップされておりました。本市では合併後、他市町に先行して英語教育に取り組んでいるようですが、現在、他の市町村においても、2020年度を目指して、さまざまな取り組みを今年度より始めているとも聞いております。

そこで、質問いたします。

平成17年度の阿波市誕生から英語教育に対して実施した本市の導入経緯並びに現在の取り組み状況について、これをまた詳しく時系列に教えていただきたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、これはほかとの競争ではございませんが、他市町も2020年に向かって先行実施を始められている中、阿波市の今後の取り組み方針についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松村議員の代表質問の1問目、他市に先駆けた阿波市の英語教育について、その1点目、本市の導入経緯並びに現在の取り組み状況についてと2点目、今後の取り組み方針についてのご質問について一括してお答えをいたします。

阿波市におきましては、外国になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーションの素地を養うことを目標とし、平成18年度から市内全ての小学校に英語指導講師を配置し、県内でいち早く小学1年生から6年生まで英語活動を実施してまいりました。この活動を通して、これまで児童は楽しみながら英語の音やリズムになれ親しみ、積極的にコミュニケーションを図る態度が身につけてきております。

また、平成26年度から平成29年度まで、阿波中学校区において、文部科学省委託事

業である外国語教育強化拠点事業に取り組みまして、小学校から高等学校までを見据えた英語教育の連携や小学校高学年におきます英語の教科化への研究にも取り組み、昨年11月に実践研究報告会を開催し、県内外に研究の成果を発信いたしました。昨年度からは、幼稚園、認定こども園の5歳児を対象として、英語指導講師やALTなどによる英語活動にも取り組んでおり、小学校入学後の英語に対する興味と意欲の向上につなげるようにしております。

これまでの小学校学習指導要領では、5、6年生において週1こまの外国語活動が位置づけられておりましたが、平成32年度から全面実施されます新小学校学習指導要領では、グローバル化の急速な進展を踏まえ、外国語、特に国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力の向上が課題であることから、3、4年生から週1こまの外国語活動、5、6年生においては週2こまの教科としての外国語科が全面実施されることになっております。

本市では、これまでの取り組みの成果を踏まえるとともに、阿波中学校区の研究の成果を全市に広げるために、平成32年度の小学校学習指導要領の全面実施に先駆けて、小学校1年生からの英語活動を継続するとともに、本年度より小学校5、6年生において週2こまの教科としての英語科の先行実施に取り組んでおります。今後におきましても、引き続き英語指導講師を各小学校に配置し、教員の指導力向上のための校内研修や授業研究、講演会などを開催するとともに、学級担任と英語指導講師のそれぞれのよさを生かした英語活動並びに英語科の授業に取り組み、課題を明らかにしながら、外国語教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま答弁をいただきました。これは本当に私の思っていたとおり、阿波市の英語教育はかなりなレベルに来ているなということを再認識いたしました。今後においても、予算も伴いますが、子どもは阿波市の宝でございます。将来を見据えたさらなる英語教育をきっかけに、ひいては総合的な教育の向上に取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、阿波市の地方創生についてお尋ねします。

阿波市の地方創生に係る総合戦略についてということで、1番目に現在の進捗状況について、2番目に今後の取り組みについてということ、まずこの2点を一括してお尋ねを

申し上げます。

地方創生は、平成27年度より、地方公共団体ごとに平成27年度から平成31年度までの総合戦略の策定を義務づけされたものであります。阿波市においても、平成27年2月に「輝く阿波市に煌めく未来」と銘打ち、阿波市総合戦略を策定しております。

阿波市では5つの共通コンセプトを掲げております。市民の主体的、自立的なグローバルな視点と継続した取り組み。これグローバルと、私余り認識がなかったものですからお伺いしますと、広い視点とローカルな視点、そういうふうな意味でございます。阿波市の農業、子育て、安心・安全といった強みを伸ばす。過去や慣例にとらわれない障壁の打破。選ばれる阿波市づくりであります。

私は、一言で言えば地方創生とは、まちの人口が減っていくと大変なことになるので、何とかしようということではないかと思えます。実際もう自然減というのにはどうしても打ち勝てないことございまして、特に最近都市型、東京一極集中、こういうふうになっております。首都圏へ行きますと、非常に働き手も足りないようなのでございます。ますます一極集中とそういうふうになっていっております。これをどないか考えないかということ、ほれについて地方における安定した雇用の実現、仕事がなかったら人は散っていくということ、特に若い世代の雇用数の向上並びに女性の社会進出は欠かせないと考えます。先ほどの笠井一司議員の質問の答弁の中で、30歳代の未婚者、これ男性45%、女性が28%ですか、びっくりしました。2人に1人は独身だそうです、30代で。また、具体的な施策としては、地方産業の活性化を目的とした包括的創業支援、中核企業支援などが考えると思えます。観光産業、地元名産品のPR、スポーツ、文化、アート分野の進行の推進もかなめ施策であります。

次に、阿波市においても人口減少は顕著にあらわれております。昭和60年ごろから始まった減少傾向はさらに加速しており、直近の平成27年の国勢調査結果を見ますと、3万7,202人となっております。これは年間400人を超える減少となっております、本市の最重要課題の一つであると認識をしております。そして、総合戦略においては、毎年KPIを掲げ、決算の後、PDCAサイクルで検証し、計画改善していくことも特徴であると考えております。さらに、外部委員で構成する阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議においても、さまざまなご意見をいただきながら、事業やKPIの見直し並びに真に阿波市にとって効果のある事業を実施し、人口減少対策に寄与することだと考えております。私も、文教厚生常任委員長のときに、阿波市まち・ひと・しごと創生本

部有識者会議に参加しておりました。その有識者会議が去る5月30日に開催され、阿波市版総合戦略の取り組みや、その状況や総合戦略の平成29年度改定版について、報告や協議を行ったと聞いております。

そこで、1点目の質問としまして、先ほども申し上げましたが、平成27年10月に阿波市総合戦略を策定し、人口減少に本格的に取り組み始めたわけですが、これまで3年間の進捗状況について、阿波市の4つの基本目標である新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚、出産、子育ての希望をかなえる活力ある暮らしやすい地域づくりについて答弁を一括して求めます。

また、2点目の質問、この3年間の取り組みの成果として、人口減少に歯どめがかかりつつあるのか。また、今後これまでの成果を踏まえて、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松村議員の代表質問、地方創生に係る総合戦略について2点のご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず1点目、総合戦略のこれまでの3年間の進捗状況についてご説明を申し上げます。

本市では、平成27年10月に、少子化と人口減少問題を克服し、活力ある地域を維持していくことを目的として早急に取り組むべき施策をまとめた5カ年計画の阿波市総合戦略を策定いたしました。この総合戦略では、移住の促進や仕事づくり、子育て支援、安心・安全などの分野を4つの基本目標として掲げ、重点的に取り組んでいるところでございます。

1つ目の基本目標であります「新しい人の流れづくり」に関しましては、移住の促進を主なテーマといたしまして、まずは阿波市を県外の方々に知っていただくための情報発信強化に取り組んでおります。その中でも、特にふるさと納税制度の充実に取り組み、平成28年度、平成29年度と2カ年度連続で目標とする3,000件を達成をいたしまして、全国各地で多くの皆さんに阿波市をご認識いただいているものと考えてございます。また、移住と本市の基幹産業でございます農業を組み合わせることで、移住者の確保に加え、新規就農者の確保や後継者不足の解消など、さまざまな効果を生み出し、本年度より地域おこし協力隊を配置するなど、新規事業にも取り組んでまいりました。

続いて、2つ目の基本目標でございます「地域における仕事づくり」といたしまして



は、農業を軸とした仕事づくりを目指しており、特色あるすぐれた農産物や加工品を阿波市の特産品として認証することで、頑張る生産者の意欲や活力の向上と市場での認知拡大を支援する特産品認証制度を構築いたしました。また、都市部への販路開拓に取り組むことで、これまでの課題にあったPRや売り込み方に重点を置いて取り組みを行ってるところでございます。

3つ目の基本目標でございます「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」では、これまで数多くの要望をいただきながらも実現が難しかった病児・病後児保育の実施や第3子以降の保育料無料化、18歳までの医療費助成、さらには今年度からは徳島県下で初めてとなる不育症治療への助成など、多くの新規事業を取り組み、結婚から妊娠、出産、その後の育児、教育までに至る切れ目のない支援体制の構築を図ってまいりました。

最後に、4つ目の基本目標でございます「活力ある暮らしやすい地域づくり」におきましては、安心・安全をテーマといたしまして、全国的に頻発する自然災害や近い将来に発生が予想されます南海トラフ巨大地震などを視野に入れ、大規模自然災害への対応力を強化するため、消防団としては全国的にも例の少ない救助技術の習得に取り組む救援機動隊の配備とハイパー消防団員制度の構築を図ったところでございます。そのほかにも数多くの新規事業に取り組んでおり、ちょうど計画期間の折り返しの1年となった平成29年度末時点におきましては、総合戦略に掲載をいたしました総事業90事業のうち87事業を実施、または完了し、その事業実施率は96.7%とおおむね順調に進捗をしてるところでございます。

続いて、2点目のご質問でございます、これまで3年間の取り組みの成果として、人口減少に歯どめはかかりつつあるのか。また、今後これまでの成果を踏まえて、どのように取り組んでいくのかについてお答えを申し上げます。

先ほどお答えをいたしましたとおり、事業の実施自体はおおむね計画どおりに進んでいるところでございますけれども、人口減少が続いているのが実態でございます。そのため、人口減少対策で特に重要な要素であります出生率の向上や定住維持のための就業場所の確保につきましては難しく、大変大きな課題ではございますけれども、成果を出していくには、今後におきましてもしっかりと効果検証を行い、継続的に取り組むことが大変重要であると、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま安丸企画総務部長より基本目標ごとに事業の進捗状況をご答弁いただきました。

本市におきましても、総合戦略策定以来、継続して数々の新規事業にスピード感を持って取り組んでおられることと思います。しかしながら、総合戦略の最大の目的は人口減少対策であります。人口減少対策自体には、先ほどの答弁では、今のところは目に見える成果があらわれていないという答弁でございましたが、総合戦略も本年度からは後半戦に入っている状況でございます。

そこで、再問として副市長に質問を申し上げます。

3点目で、今後の取り組みとしてどのようなことに重点を置いて取り組んでいくのか。あわせて、本市の総合戦略の総括について副市長にご答弁をお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松村議員の代表質問の2問目の3点目、地方創生に関してのこれから重点を置くこと。それと、総括について答弁させていただきます。

ただいま企画総務部長のほうより本市の総合戦略の進捗状況並びに今後の取り組みについては答弁させていただきました。私なりに最初に総括について述べさせていただきます。

地方創生の推進っていうのは、平成26年9月に政府のほうで、9月3日ですか閣議決定をしまして、同年12月2日にまち・ひと・しごと創生法というのを施行しております。翌年10月に阿波市においても総合戦略と人口ビジョンを策定しております。

こういったことで、人口の推計を追ってみますと、日本全体では、先月になるんですけど、5月1日におきましては日本の総人口は約1億2,650万人、これは前年度に比較して約23万人減少しております。こういった中で、議員も申されました国勢調査におきましても、国勢調査というのは5年ごとに1920年、大正9年から行っておりますが、約100年ぶりということで、平成27年に日本の人口が初めて前回に比べて減少したということがニュースでクローズアップされておりました。

こういった中で、次に転入の話をさせていただきますと、東京圏という言葉が使われます。1都3県ということで、東京都、神奈川県、埼玉、千葉県を指しますが、これにおきましての法律施行前の平成25年度には転入人口が約9万7,000人、それが昨年は12万人と増加の傾向にあります。東京圏におきましては今約3,600万人ということ

で、日本の総人口の約29%を占めております。こういったことを考察しますと、地方創生の効果があったのかなかったのかというような議論もなされておりますが、地方創生というのは地方圏と大都市圏との二項対立ではなく、日本全体を見て日本全体の成長力をどうやって維持していくかというのがコンセプトということで考えております。

次に、地方創生に関してこれから重要なことということで申し上げるんですが、やはり地方が元気になれば日本が元気になるというようなキャッチコピーに目が行きがちになるんですけど、3点これからの重点課題があると私は考えております。

1点目は、やはり財源でございます。地方創生の政策と言いながら、原資は血税ということになりますので、それを活用するということは、PDCAサイクルとおっしゃっていただきましたが、かなり難しいとは言いながら、効果を検証する仕組みの精度を上げていくと。先日、国のほうでも骨太の基本方針ということで2018というのを掲げておりましたが、政府におきましても、政策決定に関しては今まで以上に客観的な数値とか、数値であらわれないものもございまして、こういったことをもとに政策決定をしていくということで、こういうことも参考にしながら、事業の選択をしていきたいと考えております。

そして、2点目が継続ということで、先ほど部長のほうからも申し上げましたが、総合戦略につきましては5年という期間で策定しておりますが、阿波市の人口ビジョンにおきましては2060年までということで長い期間で定めております。こういったことで、効果のある事業につきましては5年、10年で、形にあらわれないものについては15年、20年と続けていくと、こういったような考え方で継続して事業を続けていって初めて効果があって、やはり事業をしないよりもするほうが阿波市の将来のためになるといったような考えが2点目でございます。

そして、3点目が連携でございます。この人口減少や地域の活性化という非常に大きな課題につきましては、行政だけの取り組みでの実現は非常に難しいということで、市民と行政、さらには民間の知恵もおかりして、それぞれの能力や役割をそれぞれが互いに共通認識して、自立した阿波市のまちづくり体制を確実にしていくという中で、議員の皆様におかれましても、今後いろいろな提言をしていただきまして、「輝く阿波市に煌めく未来」と将来像をしておりますので、これに向かって鋭意頑張っていきたいと思っております。簡単ではございますが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま町田副市長のほうより総合戦略に関する総括について

答弁をいただきました。その中で、地方が元気になれば日本が元気になると。政府の方向性見ておきますと、自民党びいきであった私でも、大企業優遇の税制、また経団連に言われたとおりの働き方改革、そういうことが目に余ってくる次第でございます。これでは地方は元気になりませんよということでございます。また総合戦略の実施による効果というのは、どちらにしても、幾ら頑張っても短期間ではあらわれにくいものであるとは思っております。

また、将来に向け、継続的にP D C Aサイクルによる検証や行財政改革により財源を全町挙げて捻出し、必要な事業を継続的に進めていくとの答弁もあわせていただきました。その中で、人口減少問題という非常に大きくて困難な課題に対しまして、より積極的に、そしてより大胆に取り組んでまたいただきますよう、それを要望するとともに、私たち市議会議員も行政や関係機関とともに連携して取り組んでいくことを申し上げまして、今回の代表質問とさせていただきます。議長、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（森本節弘君） これで阿波清風会松村幸治君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 議長の許可をいただきました。市政刷新の会9番川人敏男、選挙戦の洗礼を受け、心を新たにして一般質問をさせていただきます。

選挙結果は、私自身、投票者数を3割減らし、1期目の議会活動が不十分だったのかと大いに反省しております。それに比べて、新人議員の皆さん方の市政に対する熱い思い、バイタリティーに敬意を表します。初心忘るべからずという言葉がありますが、この気持ちを持ち続ければ、阿波市は変えられます。今後のご活躍を期待しております。

私自身としましては、ふるさとへの恩返しを念頭に、もっと真摯に、もっと真剣に議会活動をしていかなければならないと、自分で自分を戒めているところです。

さて、今回の質問は、選挙活動を通じて市民の方々が強い関心を示しておりました公園

整備に要する庁舎裏側の用地の問題、公共交通機関の整備及び認定こども園の運営についての3点を質問してまいります。

第1問は、公平公正な行政が行われているかの見地から、公園用地の購入額の問題を質問します。

庁舎裏側の公園整備に係る用地取得費4,342万円が6月補正予算に計上されております。公園全体の面積は7,125平米でありますので、1反当たり609万円で取得する件に関して質問します。

この問題は、3月議会で、当時の用地購入の見込み額が700万円だったので、市内取引価格に比べて高過ぎると強く指摘したところですが、当初計画より若干減額したようですが、依然として1反当たり609万円で議会に提案されています。しかも、4,342万円のうち、54%に当たる2,340万円を借金してまで用地を買い上げるのです。そもそも市民から公園をつくってほしいという要望があったのでしょうか。利便性の悪い公園に、大半の市民は無関心の様です。執行権を盾に何が何でも事業を進めるといふのはいかかと思えます。市民の多くが、1反当たり609万円は市内全域の土地取引の実態からかけ離れてべらぼうに高い。なぜ609万円もの単価で取得するのか全く理解できないと非難をぶつけてきました。奥まった利便性の悪い田んぼを高額の単価で買い上げ、中途半端な公園をつくってどうするんだという怒りの声です。私に対しては、徹底的に追求しろという叱咤激励の声でした。

ご承知のとおり、阿波市内の土地取引は一般的に1反当たり50万円から100万円前後と伺っております。最近では1反当たり30万円、40万円での土地取引の事例を側聞します。市当局は、市内全域のことは考えずに、近視眼的で鈍感過ぎ、大変遺憾に思います。

去る3月議会で用地取得費の算定根拠を伺いましたが、市は不動産鑑定士による鑑定価格を積算根拠にすると答弁をいただきました。一方、鑑定評価額は経済情勢や地理的状況、開発動向等、どんな要因があつて、どんな客観的価値があつて609万円もの単価になったのか全く見当がつきません。ご承知のように、市内全域にわたって農地が大半で、特定地域が特に高い単価になるような特異性を有しているとは考えられません。私自身は、公平公正な行政を行っているのか、大いに疑念が深まります。単に土地所有者の利益に資するだけじゃないですか。

そこで1点目は、市当局は不動産鑑定士による価格を全面的に信頼しているようです

が、積算根拠の内容をわかりやすく説明する責任があります。市民は大きな関心を寄せています。具体的な説明を求めます。

2点目は、阿波市内全域で取引されている土地単価と公園用地の取得単価はおおむね10倍もの開きがあります。なぜこの格差が出てきたのか、具体的な説明を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の1問目、庁舎裏側の公園用地の購入単価についての1点目、不動産鑑定士の積算根拠の具体的内容についてと2点目、市内全域で取引されている土地単価と公園用地の取得単価はおおむね10倍もの開きがある。その格差についてを一括してご答弁申し上げます。

庁舎裏側の公園につきましては、平成24年度から実施しておりますやすらぎ空間整備事業の一つとして、地域産業に刺激を与え、観光客の増加につなげるための空間整備、また市民の方などが世代を超えて集い、安らげる健康づくりの目的としております。この公園の整備につきましては、昨年の第4回阿波市議会定例会におきまして、観光開発特別委員会や全員協議会でご説明をさせていただいたところではありますが、用地取得が必要なことから、用地購入費を今議会の補正予算に計上させていただいてるところであります。

（20番 三浦三一君 退出 午後1時58分）

○産業経済部長（阿部芳郎君） そこで、1点目の不動産鑑定士の積算根拠の具体的内容ではありますが、庁舎裏側の公園用地費の鑑定評価に当たりましては、取引事例比較法を適用しており、周辺における取引事例により、地域要因並びに個別要因の比較検討を行い、価格の決定を行っております。具体的に申し上げますと、平成25年の取引事例といたしましては、庁舎裏側の公園用地から約1キロメートルのところにある農地で宅地見込み地として取引された価格は1反当たり約750万円です。また、平成26年には約1.5キロのところでは1反当たり約600万円という取引事例があり、このほかにも幾つかの取引事例があります。

次に、不動産鑑定士は、この取引事例価格をもとに、取引年月日と比較した地価変動率による修正、また取引事例地域と地域要因で比較検討を行い、さらに対象地との個別的要因を判定した上で、最終的な価格として決定し、庁舎裏側の公園用地価格の積算を行っております。

（20番 三浦三一君 入室 午後1時59分）

○産業経済部長（阿部芳郎君） 次に、2点目の市内全域で取引されている土地単価と公

園用地の取得単価はおおむね10倍もの開きがある。この格差についてであります、不動産の現実の取引価格は、一般的に売り主と買い主が合意する取引価格が個別的に形成され、売りたい人、買いたい人の動機や事情、知識や情報の偏りによって価格が決められ、本来の不動産の適正な価格から乖離した価格が形成されやすいと言われております。

(11番 松村幸治君 退出 午後2時00分)

○産業経済部長(阿部芳郎君) しかしながら、庁舎裏側の公園用地につきましては、宅地に転用が可能な宅地見込み地として鑑定士により評価されたものであり、先ほど申し上げました周辺の幾つかの取引事例から見ましても、大きな格差はなく、適正な価格であると認識しております。本市では、このことから、適正価格の判定が唯一可能な不動産鑑定士による鑑定価格をもって今議会において予算計上をさせていただき、用地取得に努めてさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森本節弘君) 川人敏男君。

○9番(川人敏男君) 1反当たり609万円の積算根拠についてのご説明いただきました。要するに、この周辺における取引事例の最たるものは、庁舎の取引事例になります。地目は田について、不動産鑑定士が公園用地の整備購入費についても庁舎用地の購入単価を参考にして鑑定されたものと考えられます。そもそも鑑定価格というのは相場価格です。土地バブルの時代を上回るような価格を算定して、公正公平な取引が行われているかといえば、疑念は全く払拭できません。不動産鑑定士の鑑定価格を参考にするのは結構です。しかし、市内の地価公示価格、土地取引価格等を把握して、最終的に価格を設定するのは市長です。なぜなら、不動産鑑定士は市民に対して責任はとることができません。市民に対して責任をとるのは市長です。

そこで、角度を変えて質問します。

1点目は、市当局が庁舎建設に際して1反当たり約700万円で購入しています。そもそもそのことが公園用地についても609万円で購入する根源的な要因になっています。そこで、庁舎用地購入に際し、なぜ700万円にもなったのか説明を求めます。

2点目は、庁舎の用地購入に当たり、地権者に対して幾らの単価を提示しましたか。また、1件当たり用地交渉は何回程度行いましたか。

3点目は、市当局が全面的に信頼している不動産鑑定士とはどういった社会的使命等を持っているのでしょうか。

4点目は、不動産鑑定士の選定をどのように行ったのか、その経緯について伺います。

5点目は、公園整備の用地単価の積算に要した委託金額、不動産鑑定士の氏名、実績等を伺います。

6点目は、庁舎の用地単価の積算に要した委託金額及び不動産鑑定士の氏名、実績等を伺います。

7点目は、県では用地等の購入に当たり、一般的にどういった手順で適正な価格を設定しているのでしょうか。県から出向している木具政策監にお伺いします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問の2点につきましてご答弁を申し上げます。

（11番 松村幸治君 入室 午後2時04分）

○企画総務部長（安丸 学君） まず、1点目の庁舎の用地購入価格についてご質問をいただいております。

先ほど質問の中で、庁舎の用地買収平均単価が1反当たり700万円というご質問がございました。これは、この700万円は宅地も全て含めての価格でございますので、あくまでも用地買収及び庁舎の建設事業に要した全ての用地買収金額を面積で割った金額が約700万円ということでございます。宅地見込み地がそれだけの金額でないということをもっとご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、ご答弁を申し上げます。

まず、庁舎建設事業に係る用地取得価格を決めるに当たりましては、県内でも豊富な経験と実績を有する不動産鑑定会社に依頼をいたしまして、鑑定評価を行ったところがございます。鑑定評価に当たりましては、先ほど産業経済部長が詳細にご説明を申し上げましたが、重複するところがありますけれども、庁舎建設事業におきましても、いわゆる取引事例比較法を採用いたしまして、周辺における取引事例によりまして比較検討を行い、価格の決定を行ったところがございます。周辺取引事例の中には、いわゆる買い相場、売り相場、さまざまな事情によりまして適正価格から乖離をした取引もございますので、それを本来の適正価格に補正をいたしまして、公平な価格に修正を行います。

さらに、それぞれの土地の鑑定は、まず基準となる土地、いわゆる基準地を選定をいたしまして、その土地に対して当該用地の形状、あるいは面積、接続道路の状況等を個別要因として、比準をして価格を決定を行います。今回この庁舎建設事業で参考にさせていた



だいた具体的な取引事例を申し上げますと、市場支所、旧の市場町役場ですけれども、こちらから2.5キロ以内の宅地見込み地での取引された事例では、平成19年から平成21年までの間で平米当たり6,000円から1万1,800円での事例があり、これを参考として価格決定をしております。

それともう一点、この周辺取引事例に公共事業に絡む取引事例については参考としないのが普通だと、このように私聞いてございます。

また、庁舎建設事業に係る用地買収面積は約3万4,500平米と広い土地であったため、より適正な価格を出すため、不動産鑑定会社2社に基準地の鑑定を依頼いたしまして、その平均値をとって用地買収単価を算出しております。

続いて、2点目の地権者に対しまして幾らの単価を提示したのか。用地交渉は1件当たり何回程度行ったのかというご質問をいただいております。

庁舎建設事業を実施するに当たりまして、地権者の皆様方の協力なしには事業の進捗はありませんので、まず地元地権者の皆様方には、事業の概要、用地買収に関することなどにつきまして説明会を実施いたしました。用地買収単価につきましては、地権者の方によっては金額が異なりますので、統一した単価を提示することなく、個別に提示をし、説明をさせていただいたところでございます。用地交渉等は事業の必要性や公益性についてご理解をいただくものでありますけれども、用地交渉の回数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、庁舎建設地の買収面積が3万4,500平米と大変広いということもございまして、地権者の方の数は相続人の方を含めると約20名いらっしゃいました。そのため、地権者の方それぞれに個別の事情がありましたので、1回の交渉で契約をいただいた方もあれば、相当回数足を運び、事業の必要性等について丁寧にご説明を行った上で貴重な財産をお譲りいただいたということも事実としてありますので、一概に何回程度でというふうな答弁を申し上げるのは大変難しいと、このように考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可いただきましたので、川人議員から再問を4点ほどいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず3点目ですが、不動産鑑定士はどういった社会的使命等を持っているのかについてであります。国土交通省が定めております不動産鑑定評価基準によりますと、不動産鑑

定士は不動産の鑑定を担当する者として十分に能力のある専門家としての地位を不動産の鑑定評価に関する法律によって認められ、不動産の鑑定評価の社会的、公共的意義を理解し、その責務を自覚し、的確かつ誠実な鑑定評価活動の実践をもって、社会一般の信頼と期待に報いなければならないと明記されております。主な業務といたしましては、地価公示法に基づく標準地の評価、固定資産の課税のための評価、国有財産法に基づく国有財産の評価などが上げられます。

次に、不動産鑑定士の選定をどのように行ったのか、その経緯についてであります。不動産鑑定士の選定は豊富な経験を有していること。市役所庁舎建設時の鑑定評価を行っていること。本市の固定資産税に関する鑑定評価を行っていること。国土交通省の地価公示価格の鑑定評価を行っていることなどから、地域の実情や周辺の取引事例価格の情報を豊富に有し、より適正な価格の鑑定を見込める事業者を選定しております。

次に、公園整備の用地単価の積算に要した金額、不動産鑑定士の氏名、実績等についてであります。庁舎裏側の公園用地の不動産鑑定は平成30年3月に実施しており、鑑定に要した金額は97万円となっております。また、不動産鑑定は徳島市の株式会社大和経済鑑定所をお願いしております。実績といたしまして、先ほど申し上げました市役所庁舎建設時の鑑定評価、本市の固定資産税に関する鑑定評価、国土交通省の地価公示価格の鑑定評価のほか、県内各市町村の公共事業で豊富な鑑定実績を有しております。

最後に、庁舎建設の用地単価の積算に要した金額、不動産鑑定士の氏名、実績等についてであります。鑑定に要した金額は合計で297万円となっております。また、不動産鑑定は先ほど企画総務部長が申しましたように2社に依頼しており、1社は徳島市の株式会社大和経済鑑定所、もう一社は徳島市の南四国不動産鑑定株式会社であります。実績といたしましては、2社とも地価公示価格の鑑定評価を初め、県内各市町村の公共事業で豊富な鑑定実績を有しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の庁舎裏側の公園用地の購入単価に関する再問の7点目、県の用地の決定方法についてお答えさせていただきます。

徳島県の補償の考え方につきましては、ウェブサイトで確認できるようになっており、補償の原則として、適正に算定した価格で補償。正当な権利を有する者に補償。金銭での

補償等が示されており、加えて注意点といたしましては、当事者間の自由な話し合いによって補償金を決定することはできない。正確な調査の実施によって補償金は算定されるといったことが示されております。また、具体的に土地の補償については、土地価格の算定に当たっては、近傍類地の取引事例価格、公示価格や標準価格などを調べ、さらに不動産鑑定士による鑑定価格を参考にして決定するとなっております。

こうした補償の考え方を踏まえ、土地の評価について県の担当部署に確認したところ、県の用地担当者が近隣の取引事例などをもとに求めた価格を基準とし、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼し、単価の的確性を確認してとの回答がございました。公共事業の土地の取得には、公正な土地の評価は必要不可欠であることから、引き続き適正な価格の算定に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 宅地を含んだということなんですけれども、担当課へ行ってお聞きしましたら、地目田んぼということでお聞きしたわけなんですけれども、当時の担当課長が答弁していただいとんでありますんで、多分あなたの言うことが合うとんだろうと思います。また後ほど田んぼの価格をおっしゃっていただけたらと思います。

いずれにしても、不動産鑑定士を活用して、結果的に極めて高額な買収単価を決定したことがわかりました。しかし、納得できるような答弁ではありませんが、根掘り葉掘りお聞きするのは建設的ではありませんので、このあたりでこの問題については置きます。

それから、不動産鑑定士の説明をいただいたんですけれども、一言で言えば、目に見えない不動産の価値を中立公正に判断する役割を担っておるのではないかと思います。そして、ご説明があったように、社会一般の信頼と期待に報いなければならないとあります。しかしながら、公園用地の単価については、多くの方は疑問を持っています。これは紛れもない事実です。

それからさらに、不動産鑑定士の選定についてご説明があった中で、市役所庁舎建設の鑑定評価を行っていること、これは1社しかありませんわね。うん。こういう不動産の鑑定士の市役所の庁舎建設のをやるとるといえば、これは1社しかないので随意契約になります。当然。このことは、公正な競争が阻害されると、こういう形になろうかと思っておりますので、ひとつ手続的に十分お気をつけていただきたいと思っております。

それでは、再々問に移ります。

市内全域で取引されている土地単価と公園用地の取得単価はおおむね10倍もの開きがある。なぜかという問いに対して、どうしても購入したい動機や事情があれば、相当割高な単価となる場合もあると、こういうご答弁をいただきました。私の認識としては、この公園は中途半端な場所、中途半端な広さとお見受けをします。どうしても購入したい特殊な要因など考えられません。市長にはこの公園事業にどのような事業効果を期待していますか。また、どんな事情があるのかおわかりになれば教えていただけたらと思います。

○議長（森本節弘君） 川人議員に申し上げます。再々問ですので、質問漏れはございませんか。

○9番（川人敏男君） ございません。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再々問、庁舎裏側の公園整備の事業効果ということについてお答えをさせていただきます。

庁舎裏側の公園整備につきましては、先ほど担当部長から答弁をさせていただきました。平成26年度から国土交通省の都市再生整備事業の採択を受けまして実施しているやすらぎ空間整備事業の一つの事業でございます。そのほかにも、これまで整備してまいりました土柱ふれあい広場など、観光拠点施設を結び、市民や観光客が周遊しやすくなる環境を整えるため、今年度から市内各地点に観光案内板の設置も検討して計画しているところでございます。

ここで、ご質問の庁舎裏側の公園整備の事業効果についてでございますが、庁舎裏側の公園は、1点目として、野外イベントや市民の交流の場、健康づくりやお遍路さんの休憩場所など、子どもから大人まで多くの方が利用できる公園として整備を進めております。それに加えまして、災害時には臨時駐車場としても活用していく予定をしております。平時と災害時の両面から効果が出ると考えているところでございます。

この公園のやすらぎ空間整備事業の大きな目的であります市内を周遊できる魅力ある観光交流拠点の中の一つの公園として捉えているところでございます。やすらぎ空間整備事業の全ての公園等の整備が完了しますと、観光客等が周遊することによりまして、市内での滞在期間が長くなるなど、相乗効果によりまして、その事業効果はさらに大きくなると考えております。

また、今年度からは本市を含む15市町村や17社の民間企業と連携しまして、DMO法人イーストとくしま観光推進機構を設立し、広域的な観光振興に取り組んでまいりま

す。本市にはご承知のように国土交通省の四国八十八景に選定されております国の天然記念物阿波の土柱を初め、世界遺産への登録も目指しております四国八十八カ所霊場のうち、7番札所十楽寺から10番札所切幡寺までの4カ寺など、魅力ある観光資源を有しております。このことから、やすらぎ空間整備事業で整備する公園等も十分活用しながら、構成する15市町村の中でもひとときわ輝く観光地域となるよう取り組みを進め、なお一層の事業効果がでるよう努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ちょっと答弁漏れがあったんで、市長、公園の裏側の土地をどうしても買わないかんといい、そういう特別な事情があったわけですか。ほれはないんですか。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 先ほど答弁したように、やすらぎ空間整備事業としての一環としてやるということでございまして、特別な事情はございません。

以上です。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） いろいろな使用用途あるようですけども、私としたり、7反ぐらの土地を公園にして、しかも山際の奥まったところやけん、余りほういう利用価値がのうて、利用者見込みが少ないんでないんかと危惧しておりますが、精いっぱいまたご努力をお願いします。

それでは、第2問に移ります。

第2問は、超高齢化社会を見据えて、政策判断が適切であるかどうかの見地から質問します。

高齢者の中には、元気で自立している方、病気等で公的な支援が必要な方、社会的に弱い立場の方など、皆さんいろいろな境遇の中で一生懸命生きています。市は、高齢者の中でもどんな層の方々に政策の焦点を当て、優先順位をつけているのか疑念を持っています。その事例として、高齢者や運転免許証返納者の足の確保について伺います。

選挙活動中、お年寄り夫婦に話しかけられました。交通移動手段を持たない市民の声を市当局に届けてほしいという切実な訴えです。具体的には、高齢のため運転免許証を返納しましたが、病院や買い物等に難儀しています。わずかな年金で生活をされているので、

タクシーの利用は生計を圧迫します。市は、高齢者に入浴助成券を配布していますが、そんなお金があるのなら、市民の足、交通手段の確保に使っていただきたいというものでした。このように、高齢者や運転免許証返納者は、病院や買い物等がままならず、阿波市で住むのは不便だと感じています。また、ただでさえ人口減少がとまらない中、市は何の手だても打たないので発展性がなく、廃れていくばかりだ。お日さん西へ西へのお役所仕事だと、厳しい指摘をする方もいらっしゃいます。

一方、市は交通手段の確保について、今年3月に阿波市地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通空白帯の解消に向けて、重い腰を上げて取り組みを始めました。この計画の策定に当たってアンケート調査を実施していますが、高齢者や運転免許証返納者の大半は、自宅から病院、スーパーマーケット等にスムーズに、しかも便利に移動できる交通手段を確保していただきたいと願っています。

そこで1点目は、計画が計画倒れにならないために、今後この実現に向けてどのような取り組みをされるのか。また、そのスケジュールをどう考えているのか。市当局の本気度を伺います。

2点目は、入浴助成券について質問します。

65歳以上の高齢者を対象にしていますが、実際に使用しているのは比較的健康な高齢者です。ちなみに、県内8市のうち、入浴助成券を配布しているのは阿波市だけです。私は、恩恵を受けているのは健康な高齢者がほとんどになるため、この制度の廃止を何回か指摘しましたが、馬の耳に念仏でした。病院や買い物等の日常生活に難儀してる社会的弱者の高齢者を後回しにしています。今後は行政の支援が必要な高齢者がどんどんふえていきます。

そこで、入浴助成券は、いつ始めて、何人に発行していますか。それは高齢者全体の何%ですか。また、いつまで継続するお考えですか、お伺いします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問2番目、高齢者や運転免許証返納者の足の確保についての1点目であります阿波市地域公共交通網形成計画を策定したが、今後の取り組みとそのスケジュールについてご質問をいただいております。ご答弁を申し上げます。

まず、本市は鉄道がなく、広大な市域にバスが運行する路線が限られており、市内の一部しか公共交通網が形成できていない状態になっているため、市内の移動はもとより、通

勤通学、医療機関へのアクセス、買い物など、日常生活における移動手段は車に頼らざるを得ない状況でございます。一方、高齢者による交通事故が連日のように報道されるなど、大きな社会問題となっております。さらに、今後進んでまいります高齢者の増加に伴い、運転免許返納者等、運転弱者の方も同じく増加することが予想されるため、昨年度阿波市地域公共交通網形成計画の策定を行い、通院や買い物等の日常生活を送る上で安心できる移動手段として、公共交通空白地域の解消や市民ニーズに対応するため、地域公共交通の整備を行ってまいります。阿波市地域公共交通網形成計画では、新たな交通モードとして、デマンド型乗り合い交通を社会実験として実行し、実際のニーズや課題を把握して、運行改善を行い、本格運行の継続可否を判断したいと考えてございます。

次に、今後のスケジュールにつきましては、運行予定の交通事業者を初めといたしました関係者との協議を進めまして、準備を進めてまいりたいと考えております。そのため、交通システムの導入や、それに伴うオペレーターの養成、運行車両の確保、運行日、運行時間の決定、予約方法や利用料金等の検討を早期に行い、市民の皆様方に対しましては、その調整が整い次第、情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

今後、市財政のバランスも十分考慮しながら、現在、さらには将来の本市の地域公共交通のあり方、役割を考え、来年4月を目途に実験運行を図り、2021年4月の本格運行に向け、取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問2問目の2項目め、入浴助成券はいつ始めて、昨年度は何人に発行したのか。それは高齢者全体の何%か。いつまで継続するのかのご質問にお答えいたします。

入浴助成券交付事業は、4月1日現在、65歳以上の方、または身体障害者手帳等の交付を受けている方を対象に、社会参加の促進と住みなれた地域で安心した生活を送るための支援を目的として、合併当初から始められた事業でございます。入浴助成券交付の根拠となっております入浴助成券交付事業実施要綱は、これまで交付対象年齢や利用回数の変更など、4回の改正を経て現在に至っており、現在では交付対象者の方に1人当たり30回、9,000円分の助成券を交付し、阿波土柱の湯、御所の郷の市内2カ所の温泉施設で利用していただいております。

ご質問の平成29年度における交付者数は、対象者1万3,736人に対し5,105

人で、高齢者等全体の交付率は37.2%でございました。現在本市の高齢化率は平成30年4月末で34.6%であり、今後さらに高齢化が進むことが予想される中、高齢者の方が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進める上で、利用者の健康等の維持増進が図れるという効果を期待して実施していることから、この取り組みが住民福祉の向上という点におきましては一定の効果があると考えております。しかしながら、本事業は市単独事業であり、ますます進む高齢化の中、本市の財政状況など、今後高齢者施策全体として総合的に研究、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） まず、第1点目のことについて申し上げます。

高齢者や免許証返納者の足の確保は、さまざまなハードルがあり、難しい課題であることは私自身も認識しております。しかし、市はデマンド型乗り合い交通の実施に向けて社会実験を行うなど、本格的な取り組みを始め、3年後の2021年4月の本格稼働を目指して取り組みますという力強いご答弁をいただきました。計画が計画倒れにならないよう取り組んでいただきたい、私は折に触れて見守っていきたいと考えております。阿波市の議会の答弁で、子育てするなら阿波市ということをよく聞きますけれども、お年寄りが安心して暮らせる阿波市も大切なんで、ぜひこういうことを念頭に置いて、事業を進めていただいたらと思います。

次に、入浴助成券についてでございます。

入浴助成券については、研究検討していただくという答弁ですので、ぜひとも廃止を含めてご検討いただきたいものです。

一方、ご承知のように、本市の道路舗装は耐用年数を経過した道路を多数抱えています。水道管も40年以上の耐震管、これに切りかえているのは1割以下です。このほか、学校施設等の公共施設も老朽化しています。したがって、無駄を省いて計画的に財政運営を考えていかないと、行き詰まってしまいます。入浴助成券は予算的に1,200万円と大した負担ではないと考えずに、行政運営の筋を通していただきたいと、このように要請しておきます。

私は、第1問、2問を通じて、行政とは何かという根幹的な認識をお伺いしているのです。給与等の多い方、もうかっている企業から税金をいただき、困っている高齢者、支援



の必要な高齢者のために、あるいは明日を担う子育て支援を行うために政策を考え、予算を組んでいく。一言で言えば、行政は社会全体の所得の再分配の役割を担っています。加えて、少子・高齢化時代とは、世代間と世代間の受益と負担がいびつになるとともに、行政と市民が痛みを分かち合う時代だとも言えます。市民からさして要望もない庁舎裏側の公園用地を高額な単価で買い上げ、公正な行政を行っているとは言いがたいこと。社会的弱者の高齢者の交通移動手段を後回しにして、入浴助成券を発行するなど、政策判断に問題があることをチェックしてきました。行政の原点とも言えるこうした課題に的確に対処しないと、市民の行政に対する理解は得られないのではないのでしょうか。市長を初め、幹部の方々には、超高齢化社会の到来を見据えて、阿波市の将来への責任を果たすため、行政の原点を絶えず自分自身に問い直すことが重要であると提言しておきます。

それでは、第3問に移ります。

第3問は、子育て支援の中核施設となる幼保連携型認定こども園の整備について質問します。

就学前の子どもに教育、保育の提供を行うため、幼稚園と保育所を統合。幼保連携型認定こども園として衣がえをし、施設整備を進めております。平成33年度のオープンを目指して、運営面も順次整いつつあり、まことに喜ばしい限りです。運営は大きく分けて、市直営が伊沢小学校区、大俣小学校区、八幡小学校区、一条小学校区、御所・土成小学校区の5カ所、民間が運営するのは、久勝小学校区、林小学校区、市場小学校区、柿原小学校区の4カ所になります。ご存じのように、従来保育所は保育を必要とする乳児、幼児、また幼児を対象とする幼稚園は満3歳から小学校就学前までの幼児を受け入れてきました。それがこども園となりますので、さまざまな分野で違いが生まれてきます。

そこで1点目は、市直営と民間との運営の違い。認定こども園となって、カリキュラムの違い、保育時間の違い、保育料の違い。また、認定こども園となったメリット、デメリットについて簡潔にご説明いただきたいと思えます。

2点目は、昨年6月議会において、久勝保育所から1.5キロメートル程度しか離れていないところに自宅のある保護者の乳児、幼児が八幡認定こども園にあっせんされた事例に大変驚きました。このため、施設の新設に当たり、地元のこども園に入所できるよう質問したところ、保護者のニーズに応えられるよう努めたいと前向きな答弁をいただきました。幼保連携型認定こども園には、小学校に入学準備する幼稚園機能をあわせて持ちますので、当然受け入れにも配慮が必要と考えます。

そこで、久勝小学校区の幼保連携型こども園に、地元の乳児、幼児の受け入れをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問3問目、幼保連携型認定こども園についての1項目め、市直営と民間との運営の違い。認定こども園となって、カリキュラムの違い、保育時間の違い、保育料の違い。認定こども園となったメリット、デメリットを伺いたいについてお答えいたします。

市では、平成28年9月より阿波市立保育所・幼稚園整備計画等策定委員会において協議検討を行い、平成29年2月に阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画を策定しました。この計画に基づき、平成33年度をめどに民間活力の導入を視野に入れ、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持った幼保連携型認定こども園を官民合わせ6園整備することとしています。今回の民営化については、柿原、市場、久勝、林地区の保育所、幼稚園をそれぞれ統合し、民間事業者により幼保連携型認定こども園を整備し、平成32年4月に開園することとしています。柿原、林認定こども園については小松島市の社会福祉法人和田島福祉会に、また市場、久勝認定こども園については吉野川市の社会福祉法人かもめ福祉会に移管が決定しております。

議員ご質問の市直営と民間との運営の違いについては、公立は市内どの施設でも共通の安定した教育、保育を提供するのに対し、民間運営は柔軟で特徴的な教育保育事業の拡充が図られることにより、保護者の多様な教育、保育ニーズに対応することができます。今回移管先となる2事業者についても、市立の平日開園時間は7時30分ですが、民間は7時から預かっていただけるほか、土曜保育についても市立が午前中の預かりに対し、民間は午後からも預かっていただけることとなっております。こうした特別保育や体調不良時の対策等についても柔軟に対応していただけることとなっており、それぞれの特徴を持った教育、保育がなされることと考えています。その反面、民間事業者となると、保育料が高くなるのでは等のご心配される方もおられますが、保育料については官民関係なく市内どの施設においても同じであり、保護者の市町村民税の課税状況に応じ市長が決定し、設置者に納めることとなり、保育料の負担は変わりません。

また、幼保連携型認定こども園としてのメリットについては、ゼロ歳から5歳までの子どもを就学前教育と捉え、学校教育と保育の一体的な提供、また切れ目のない教育、保育として保護者のニーズに応えられる施設であり、地域における子育て支援を行う機能もあ

わせ持っています。デメリットとしては、アンケート調査によると、「集団が大きくなり、きめ細やかな配慮が行き届かなくなるのでは」といったご意見もありますが、運営していく中で解消できるものと考えています。今後においては、官民が連携をとりながら、教育、保育の質の向上を図るとともに、移管先事業者とさらに協議を行い、平成32年4月の開園に向け、保護者の意見を取り入れながら、より充実した教育、保育サービスの提供ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2項目め、久勝小学校区の認定こども園に地元の乳児、幼児の受け入れをどのように考えているのかについてお答えします。

議員ご質問の久勝小学校区においては、社会福祉法人かもめ福祉会が平成32年4月に幼保連携型認定こども園を開園することとしています。今回かもめ福祉会から提案された乳児、幼児の受け入れについては、現在の久勝保育所と久勝幼稚園を合わせた児童数121人対し、久勝認定こども園の定数は120人とほぼ同数程度となっています。しかし、かもめ福祉会の提案では、施設面積を広くして定員の120%まで保育可能とし、可能な限り園児の受け入れを行っていただけると伺っております。

地元の乳児、幼児の受け入れですが、2号、3号認定については、保護者のニーズによりそれぞれの施設への受け入れが基本となりますが、1号認定の幼稚園児4歳、5歳児については、小学校への接続もあるため、地元の認定こども園に全員受け入れていただけるよう調整いたします。

定員数の考えについては、地域における規模、周辺施設の状況、地域の特性、また将来的な受け入れ予測として、市の人口動態、地域のニーズ等を長期的に見据えた提案がとられたものと考えています。阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画では、平成33年度をめどに官民合わせ市内6つの認定こども園が整備されることにより、保護者のニーズにより一層応えられることと考えています。今後、国の保育料の無償化などを踏まえ、定員数の設定については施設整備、認定こども園の認可申請までの過程で移管先事業者と十分協議を行い、保護者ニーズに応えられるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいま部長の答弁で、民営化になっても全く心配ないと。民営

化されたことによって、保育時間が土曜保育は民間は午後からでも預かっていただけると。あるいは、朝も7時から預かっていけるというふうな、非常に柔軟なサービスが期待できるようなことをしとんで、全く心配がないということなんで、大変ありがとうございます。スムーズに進んでいるようで安心いたしました。

次に、久勝小学校区へ入園できるかどうかということについてです。

地元の乳児、幼児は地元のこども園に受け入れていただくのが基本という考えになるのかと思います。久勝地区のこども園は、定数面では余りさわってないけれども、床面積を広くして、地元の乳児、幼児を柔軟に受け入れていただく方向で取り組んでいただいておりますので、安心しました。新しい認定こども園が無事にスタートできるのを心待ちにしたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで9番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 7番日本共産党の中野厚志です。よろしくお願いします。

今回、私、慌て者で、通告用紙の質問の中身をもっとしっかり吟味して、新人議員ともしっかり打ち合わせして出すべきだったんですが、慌てまして、私が新人議員の中では結局1番になりました。よく見ますと、でも私が一番新人議員の中では年上なので、それでよかったと思っております。

今回、国民健康保険制度について質問しようと思いました。それは、国民健康保険制度は相互扶助の制度であります。しかし、社会的弱者の医療制度という側面もあります。社会的弱者のための医療制度の保険料が他の協会けんぽや組合健保の保険料の倍近い高い保険料です。このこと自体が非常に制度の矛盾と感じます。この高過ぎる保険料に対して少しでも加入者の負担軽減ができないかという考えで質問させていただきます。

1、国民健康保険制度について。

平成28年度末の国保会計の基金には5億6,050万3,910円の積立金がありましたが、平成29年度以降はどのようにになりましたか。

(2) そのお金は今後どのように活用していきますか。

(3) 平成29年6月1日現在で、徳島県の国保税の滞納世帯数は11.9%です。阿波市の状況と短期被保険者証と資格証明書の発行数と割合を教えてください。

以上3つ、よろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問1番目、国民健康保険制度についての1点目、平成28年度末の国保会計の基金には5億6,050万3,910円の積み立てがあったが、平成29年度以降どのようになったかから3点目の平成29年6月1日現在で、徳島県の国保税の滞納世帯数は11.9%です。阿波市の状況と短期被保険者証と資格証明書の発行数と割合も教えてほしいまで、順次答弁させていただきます。

ご質問の1点目、平成28年度末の国保会計の基金は平成29年度以降どのようになったかについて答弁させていただきます。

本市の国保会計は、過去に医療費が高かったことから基金を取り崩しながら事業運営を行っており、平成22年度には基金残高が78万円となったため、平成22年度から24年度までの3年間、議員の皆様のご理解をいただき、一般会計から毎月1,000万円を基準として、合計で3億6,000万円の法定外繰入金を繰り入れいただいております。法定外繰入金とは、法で定められた一般会計からの繰入金とは別に、本来国保加入者の保険料で賄うべき費用を市の税金から補填するというものでございます。その後、医療費抑制のための各種事業に積極的に取り組むことによりまして、本市の国保事業の運営は比較的安定し、平成28年度には基金保有額が約5億6,000万円となりました。本年4月から国民健康保険の運営主体が市町村から県へと移管することから、他市町村との均衡を図り、基金保有額を適正化するために、一般会計から繰り入れいただいた3億6,000万円を繰り戻すこととして、昨年の第4回市議会定例会において議決をいただいたところでございます。現在、平成29年度末の基金残高は約3億2,000万円となっております。

次に、2点目のそのお金は今後どのように活用していくのかでございしますが、近年の急

速な高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い、本市の国保運営において、加入者は減少しているものの、医療費は増加傾向にあり、今後においても医療費等の歳出は増加するものと見込まれます。また、長引く景気の低迷など、厳しい経済情勢による所得の低迷により、保険税等の十分な歳入確保も難しくなっており、国保事業の運営は難しくなっていくものと考えております。

このような状況の中、国と地方の間では、国保財政の基盤強化と財政運営の都道府県単位化を2つの柱に、国保の構造的な問題への対応について改革が進められてはおりますけれども、まだまだ先行きは不透明となっております。これまでも過去に1度、単年度収支の赤字約8,000万円を計上したことがあり、今後も緊急事態に備えるため最低限必要な基金額を保有することとして、国保事業の健全な運営に努めてまいりたいと思います。

最後に、3点目の阿波市の滞納世帯の状況と短期被保険者証、資格証明書の発行数と割合について答弁させていただきます。

まず、本市の国保税の滞納世帯数は、本年5月末現在において803件で、全体の14.8%であります。年々改善しており、管理職による一斉徴収や担当職員による電話催告等を行いながら、収納率の向上に努めているところでございます。

次に、短期被保険者証と資格証明書についてご説明いたします。

短期被保険者証とは、国保税の納期限経過後、納付がない場合に、納税相談による分納等により、通常よりも有効期限の短い短期証を交付するものでございます。短期証は、通常の保険証と同じように3割の個人負担にてお医者さんにかかることができますが、期限が切れる前に、分納等により更新の手続をする必要がございます。資格証明書については、納期限経過後1年間納付がないなど、長期にわたり納付や相談が行われないなどの場合に保険証を返還していただき、かわりに国保加入者である証明書として交付するものでございます。本市においては、少しでも滞納世帯との接触を図り、分納や納付に結びつけるため短期証の交付を行っており、現在のところ資格証明書の交付はございません。

なお、短期証につきましては、本年5月末までの2カ月間に311件、全体の5.7%を交付しているところでございます。

今後も引き続き滞納世帯との納税相談の機会を多く持つことで、滞納額の減少に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 滞納世帯数も平成28年から比べて少しずつ減少し、平成30年に14.8%になつるといふ、そういう努力もありがたいと思っております。状況が厳しい中、基金をしっかりとめてきた、そういうご努力にも感謝いたしております。しかし、私としては、先ほど言いましたように、国民健康保険は明らかに高過ぎる保険料です。全国知事会が国に対して1兆円の公費負担増という要求を出しましたが、現在の安倍政権はそれを拒否しました。そして、2018年度以降は国保の都道府県化によって、先ほど言いましたように、お金が足りないときに繰り入れをして助けるという方法がありましたけども、その繰り入れを解消し、住民の負担をふやすということで国保料を賄っていかうという狙いがありましたが、現実の状況を見て、政府はその最大の改悪点を発動することはできませんでした。住民の負担増しか頭がない今の政府ととられてもいいと思えます。今後国保事業の運営は厳しくなると思いますが、住民の負担増にならないようによろしく願いいたします。

次に、保育料、給食費の無料化についてですが、子どもは国の宝、先ほどのほかの議員の質問、それから答弁の中にもそういう言葉がありましたように、現在阿波市も高齢化や人口減少という中で、子どもたちの健やかな成長を保障していくことは非常に大切なことだと思っております。憲法26条にも、「義務教育は、これを無償とする」という文があります。現在、核家族や共働き家庭がふえ、子どもの数が少なくなってきた状況を見ると、小・中学校だけでなく、幼児、乳児教育にも十分支援をしていくということは必要なことだと思えます。そして、全ての家庭が安定した収入を得て暮らして、子育てをしているわけではありません。そういうところから、私は保育料や給食費の無料化について質問することにいたしました。

（1）保育料の無料化について、11月議会で実施時期を検討することが望ましいという考えがございましたが、その後進展はございますか。

（2）平成29年10月の県社会保障推進協議会の教育に関するアンケートで、給食の無料化の予定はないと阿波市は答えておりました。県内でも2つの自治体が無料化に踏み切っておりますが、阿波市の場合はどうにお考えでしょうか。よろしく願いします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問2問目、保育料、給食費の無料化についての1項目め、保育料無料化について、11月議

会で実施時期を検討することが望ましいという考えであったが、その後の進展はについてお答えいたします。

現在、政府におきましては、人づくり革命の総合対策の一つとして、来年10月から3歳から5歳児までの教育、保育の無償化及びゼロ歳から2歳児までの保育料については、住民税非課税世帯に限り無償化するという方針が示されています。

議員ご質問の保育料の無料化については、昨年、第4回阿波市議会定例会において、保育料の無料化についての質問があり、保護者の経済的負担の軽減が図られる反面、入所を希望する児童が増加し、それに伴う施設面での問題や保育士不足などにより、待機児童が出るということが予想されるということで、こうした課題に対し、基盤整備を整えながら、無償化の実施時期の検討を行うことが望ましいという答弁をいたしました。

現在、本市におきましては、保育料について市独自に国の基準額より県内でも低く設定するほか、多子世帯やひとり親世帯の場合、さらに保育料を減免しています。また、阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画に基づき、民間活力の導入を視野に入れ、現在進めております保育所、幼稚園を統合しての幼保連携型認定こども園の整備について平成33年度をめどに進めております。しかし、最大の懸案事項であります保育士の確保については、臨時保育士の条件改善や環境改善について取り組んでいますが、思うように就労に結びついていないのが現状であります。国において来年10月に半年前倒しして行おうとしている保育料無償化の実施に向け、待機児童を少しでも減らせるよう保育士の確保について努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の2問目、保育料、給食費の無料化についての2点目のご質問、平成29年10月の県社会保障推進協議会の教育に関するアンケートで、給食無料化の予定はないと答えていた。県内でも2つの自治体が無料化に踏み切っているが、阿波市の場合にはについて答弁させていただきます。

教育委員会では、本市の学校給食が安全・安心で、児童・生徒の心身の健全な発達に資するように、また地場産野菜が豊富であるという本市の特性を生かし、地産地消を推進した児童・生徒の笑顔があふれるおいしい給食の提供を図っております。

学校給食の経費負担については、学校給食法などにより、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や修繕費、給食従事職員の人件費などについては学校の設置者が負



担することとし、それ以外の経費については保護者の負担とすると明記されています。本市では食材購入費のみを給食費として保護者にご負担いただき、調理にかかる光熱水費については市が負担することにより、保護者負担の軽減を図っております。また、就学援助制度により、経済的理由のため就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、給食費などを援助する就学援助を実施しております。現在保護者負担としていただいている給食費、小学生は1食247円、中学生は1食268円は、県内では補助自治体を除くと最も低額であり、保護者のご理解は得られていると考えているところでございます。

さて、給食費無料化の動きについては、議員ご質問にもございましたとおり、県内24自治体のうち、本年4月から2つの自治体が無料化を始めております。神山町では小・中学生を対象に、三好市では中学生を対象に無料化を実施しています。本市で仮に30年度小・中学生を無料化いたしますと、約1億3,000万円の予算が必要となります。給食費の無料化には現在国や県の補助が見込めないことから、市の一般財源を充てることとなり、この財政負担が将来にわたり本市の財政運営に与える影響は非常に大きいと思われまます。このようなことから、給食費の無料化についてはより慎重な議論が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 保育士の確保について、またよろしく願います。

あと、保育料の無料化について来年10月から実施されることになりましたけども、これは消費税とセットでの無料化、まさにこれは安倍政権のあめとむちの政策です。市民の負担がふえることを考えると、ちょっと残念な面があります。私は、財源は大企業や富裕層から応分の税金を取れば捻出できると考えております。日本共産党の議員として、ずっとそのことについては声を上げ続けたいと思います。

給食費のことにつきましても、また市民や保護者の皆さんの負担軽減のための努力をよろしく願いたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、次に3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○3番（後藤 修君） 3番後藤修、議長の許可を得ましたので、質問いたします。

私のほうからは、1問目、公共交通について質問したいと思います。

公共交通についてですが、公共交通は車などの移動手段を持たない高齢者や学生などにとってなくてはならない交通手段であり、またふだんは車を利用していない市民にとっても、病気やけがで運転できない状況の交通手段として必ず必要なものです。市民の多くが高齢者になり車の運転ができなくなることを考えると、近い将来に向けて公共交通を地域の足として確保しておくことが最重要課題であり、スピード感を持って対応する必要があるのではないのでしょうか。

今回の実験運行するデマンドバス、またはタクシーは、コミュニティーバスのように路線を走るのとは違い、利用者の呼び出しに対応してルートを変更して運行するバス、タクシーであり、交通弱者にさらに優しい公共交通と理解しております。現状、市民の声として、公共交通を利用したいと考えているおじいちゃん、おばあちゃん、この思いは、子どもや孫の送迎がなくても、自力で買い物、病院に行きたい。迷惑をかけたくない、そういう思いがあります。家族の思いとしても、運転を見ていると事故をしないか心配だが、自分が仕事が優先で送迎する時間がない、そんな声が多く聞かれます。それを踏まえて、来年度から実験運行するデマンド型乗り合い交通について質問させていただきます。

1点目、需要に応じた車両を選択する上で、デマンドバス、またはデマンドタクシー、どちらを選択するのか。また、乗車定員は何名程度になるのか。

2点目、交通弱者に配慮したドア・ツー・ドアの輸送が可能なのか。

3点目、運賃体系について、回数券や定期券、交通弱者に対応したシルバーパス等の検討はあるのか。また、具体的に料金はどの程度の金額になるのか。

以上3点を一括で答弁お願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、デマンド型乗り合い交通について3点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の需要に応じた車両を選択する上で、デマンドバス、もしくはデマンドタクシー、どちらを選択するのか。また、乗車定員は何名程度になるのかのご質問をいただいております。

本市では、平成29年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の

規定に基づき、阿波市地域公共交通活性化協議会を組織いたしまして、協議を重ね、阿波市地域公共交通網形成計画を作成いたしました。議員ご質問の運行車両の選択につきましては、地域による移動需要の状況も踏まえ、考えてまいります。実験運行を行うに当たりまして、当面の間、交通事業者の保有車両をお借りする選択もありますので、運行車両は柔軟に対応したいと考えております。また交通事業者の皆さんとの協議を進めていく中でこれは決定していきたいと、このように考えております。

続きまして、2点目の高齢者、交通弱者に配慮したドア・ツー・ドアの輸送が可能なのかのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問のドア・ツー・ドアは、言葉どおり家の玄関から目的地の玄関までの乗りおろしが可能な交通モードであり、一般的なものとしてはタクシーがこれに当てはまります。計画では、各エリアにおける交通モードの適合性検討結果より、予約型自宅から指定場所間連絡交通と言われる交通モードが最も適合性が高いというふうな位置づけとなっております。この交通モードにつきましては、自宅前で乗車し、指定場所でおろすというもので、これまでの路線バスに比べ、格段に利便性が向上し、またおおむね市内全域にエリアを拡大する予定でございます。指定場所につきましては、利用登録時に利用したい目的地の調査をいたしまして、要望が多い場所を降車する指定場所として決めていく予定としてございます。

続きまして、3点目の運賃体系について、回数券や定期券、高齢者、交通弱者に対応したシルバーパス等の検討はあるのか。また、具体的料金はどの程度の金額になるのかのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の運賃体系につきましては、阿波市地域公共交通活性化協議会におきまして検討されているところでございますが、具体的な運賃につきましては、先進地の美馬市において、一般の方が500円、障害者手帳をお持ちの方が300円、運転免許証を自主返納された方が300円など、利用者によって異なる運賃体系で運行されておりますが、本市の運賃につきましても、おおよそ美馬市の金額設定を参考にさせていただきながら検討してまいりたいと、このように考えてございます。また、定期券、回数券につきましても、今後詳細に検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） ありがとうございます。

2点目のドア・ツー・ドアは、最善だとは思いますが、運行経費を考えると、利用者の健康状態なども勘案して、近くの公民館を停留所にするなどの経費を抑える方策も併用できたらと思います。よろしく願いいたします。あと、広く利用者のニーズを知る上で、機会があれば大型量販店や公民館の責任者の方々と意見交換もしていただければと思います。阿波市の公共交通はすばらしい。年をとっても安心して暮らせる。阿波市に移住したいと思える、そういうふうな公共交通、それを目指して頑張っていただければと思います。既存のタクシー会社の経営の配慮も考えていただき、安心しました。1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に入ります。

センターパークについて、イベント時に駐車場が少なく、平日イベントがある場合は駐車場が足りないという点は理解しております。また、市職員、市議とも毎月駐車場料金として500円徴収していることも、市民の皆さんが余り知らない事実だと思います。しかしながら、議会休会中の議員専用駐車場の開放、これは状況によって議長なんかは毎日出られておりますので、それは除くとして、また公用車の小型化、普通車から軽自動車、普通車から1人乗りコンパクトカー、また共有化の推進を行った上で、限られた駐車場を有効に使う計画を前もって進める必要があるのではないのでしょうか。また、現状、給食センター北側駐車場や調整池では、夜間、車の騒音、そのほかにも散歩している人が家の中をのぞき見といったプライバシーの侵害があると聞いています。道路整備等についても、イベント時に自転車やバイクで来られる人もいらっしゃると思います。道路の陥没や、陥没によりハンドルがとられて、けがや事故が起こる可能性もあります。センターパーク近くの道路修繕も順次していただければと思います。

以上の内容を踏まえて質問させていただきます。

1点目、議員専用駐車場の開放や公用車両の小型化、共有化の推進。2点目、近隣住民に配慮した騒音、プライバシー保護、道路整備等。以上2点について質問をさせていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の2問目、庁舎裏側に計画中のセンターパークについてご質問をいただいております。そのうち1点目に私のほうからお答えを申し上げます。

まず、庁舎内駐車場につきましては、多くの駐車スペースが必要な土曜日、日曜日、あ

るいは祝日のイベント時には開放し、おおむね駐車場スペースは足りている状況でございます。議員各位が議会開会時に使用しております駐車場につきましては、来賓用やイベント車両の駐車場として開放しておりまして、専用駐車場として使用しているわけではございません。また、公用車駐車場につきましても、必要なときは市役所敷地外へ公用車を移動し、イベント時に使用をしております。

続きまして、公用車両の利用についてお答えを申し上げます。

まず、共有化につきましては、道路維持補修用のダンプトラック、あるいはじんかい車、これパッカー車のことですが、パッカー車等の車両につきましては、それぞれの担当課において専用車両として配置をしております。一方、これら以外の車両につきましては、契約管財課で一元管理をいたしまして車両の共有使用を行っておりますが、車両の維持管理費、燃料費等もかかることから、必要最小限の台数に抑え、効率的に運用してるところでございます。

なお、緊急車両や水道課関係車両等につきましては、共有使用の車両とは別に専用車両と配置をいたしまして、ライフラインや安全・安心の確保に備えてございます。

また、小型の公用車につきましては、現在公用車台数の42%を占めておりまして、各課での車購入の際には、契約管財課から軽自動車の導入を進めてございます。また、環境に配慮した省エネ推進の面から、ハイブリッド車を既に4台導入してるところです。今後、公用車の使用状況や燃費等を精査し、さらに小型化の推進を検討してまいります。

今回のセンターパーク整備事業の目的といたしましては、野外イベントや市民の交流の場として、健康づくりやお遍路さんの休憩場所として、またアエルワでのイベント時や災害時の臨時駐車場としても活用できる公園として整備を図るものでございます。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問の2問目、阿波市役所裏側に計画中のセンターパークについての設計のことだと思われませんが、計画ですかね、近隣住民の配慮としての騒音、プライバシー保護、道路整備等は計画されているのかということによろしいですね。はい。それにつきましてご答弁させていただきます。

本市では、平成24年度から地域産業に刺激を与え、観光客増加につなげるための空間

整備に加え、市民が世代を超えて集い、安らげる健康づくりを目的に、やすらぎ空間整備事業を実施しております。本事業では、阿波の土柱周辺のふれあいゾーンを初めとする3つのゾーンを設定し、桜やもみじなどの植樹、また各拠点施設である土柱のふれあい公園や宮川内谷川公園の整備を終えているところであります。今年度からは、市役所から金清周辺のもてなしゾーンにおいて、観光や健康づくりを意識した金清自然公園やご質問にあります庁舎裏側には、仮称ではありますが、阿波市センターパークの整備を計画しております、昨年、第4回阿波市議会定例会において、観光開発特別委員会や全員協議会でご説明をさせていただいたところであります。

そこで、ご質問の近隣住民の配慮として騒音、プライバシー保護、道路整備等の計画についてであります。先ほど企画総務部長も申し上げましたとおり、阿波市センターパークは野外イベントや市民の交流の場として、健康づくりやお遍路さんの休憩場所として、子どもから大人まで多くの方が楽しめ、近隣住民の方にとっても気軽に利用できる公園を考えております。また、アエルワでのイベント時や災害時には臨時駐車場としても活用できる公園としても考えております。

この阿波市センターパークが完成しますと、特に土日や祝日のイベント時には多くの観光客や市民の方が訪れるようになり、近隣住民の方にとっては騒音やプライバシーの侵害などが懸念され、その対策は必要であると考えております。このことから、今後公園設計を実施する際には、周辺の状況を十分に勘案し、騒音、プライバシー保護、また道路整備等など、近隣住民に配慮した公園が整備できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） ありがとうございます。

平日イベント時に職員が車両を市関係駐車場に移動し、またそれに伴い送迎など、駐車場が足りないときの苦労は私も見てます。十分理解できます。あと、議員専用の駐車場に関して、徳島県下の市で議員専用駐車場があるのは徳島市だけです。今後もイベント時など、議会に支障がない限り、広く一般に開放していただければと思います。

2点目の近隣住民の配慮については、最優先でお願いいたします。

以上、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森本節弘君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 2 分 休憩

午後 4 時 0 2 分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日 8 日午前 1 0 時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 0 3 分 散会